

東総第R02-028号
令和 3年 4月 2日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

原子炉施設保安規定変更認可申請書について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定について、下記のとおり変更認可申請をいたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 変更の理由

- ・廃止措置段階に合わせた変更
- ・記載の適正化

4. 変更の内容

別紙1のとおり

5. 附則

この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 NCA 施設保安規定改正 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則 1</p> <p>第2章 組織及び職務 2</p> <p>第3章 <u>運転管理</u> 4</p> <p> 第1節 通則 4</p> <p> 第2節 実験計画等 4</p> <p> 第3節 運転上の制限及び条件 7</p> <p> 第4節 運転 7</p> <p> 第5節 異常時における措置 8</p> <p>第4章 燃料管理 11</p> <p>第5章 放射線管理 13</p> <p> 第1節 管理区域の設定及び立入制限 13</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理 14</p> <p> 第3節 管理区域内の作業管理 16</p> <p> 第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 17</p> <p> 第5節 線量当量率の測定 20</p> <p> 第6節 請負会社等の放射線防護 21</p> <p>第6章 放射性廃棄物の処理 22</p> <p> 第1節 固体状の放射性廃棄物の処理 22</p> <p> 第2節 液体状の放射性廃棄物の処理 23</p> <p> 第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 25</p> <p>第7章 危険時の措置 26</p> <p> 第1節 事前の措置 26</p> <p> 第2節 初期活動 26</p> <p> 第3節 防護活動 27</p> <p>第8章 保守 29</p> <p>第9章 <u>定期的な評価</u> 34</p> <p>第10章 品質マネジメント計画 35</p> <p>第11章 保安教育 36</p> <p>第12章 記録及び報告 38</p> <p>第13章 技術情報の共有及び不適合情報の公開 40</p> <p>別添 品質管理計画 64</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 1</p> <p>第2章 組織及び職務 3</p> <p>第3章 <u>施設及び廃止措置の管理</u> 5</p> <p>第4章 燃料管理 8</p> <p>第5章 放射線管理 9</p> <p> 第1節 管理区域の設定及び立入制限 9</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理 10</p> <p> 第3節 管理区域内の作業管理 12</p> <p> 第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 13</p> <p> 第5節 線量当量率の測定 16</p> <p> 第6節 請負会社等の放射線防護 17</p> <p>第6章 放射性廃棄物の処理 18</p> <p> 第1節 固体状の放射性廃棄物の処理 18</p> <p> 第2節 液体状の放射性廃棄物の処理 19</p> <p> 第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 21</p> <p><u>第7章 廃止措置計画に係る解体物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> 22</p> <p>第8章 危険時の措置 24</p> <p> 第1節 事前の措置 24</p> <p> 第2節 初期活動 24</p> <p> 第3節 防護活動 25</p> <p>第9章 保守 26</p> <p>第10章 品質マネジメント計画 31</p> <p>第11章 保安教育 32</p> <p>第12章 記録及び報告 34</p> <p>第13章 技術情報の共有及び不適合情報の公開 36</p> <p>別添 品質管理計画 53</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>章番号修正</p> <p>章番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この保安規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号(以下「法」という。))第37条第1項に基づいて、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所(以下「原子力技術研究所」という。)の原子炉(臨界実験装置)(以下「NCA」という。)施設の保安に関する基本的事項を定め、NCA施設及びその周辺地域における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は原子炉による災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、<u>NCA施設の運用に関して適用し</u>、NCA施設における災害防止に必要な運転及び</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この保安規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号(以下「法」という。))第37条第1項に基づいて、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所(以下「原子力技術研究所」という。)の原子炉(臨界実験装置)(以下「NCA」という。)施設の保安に関する基本的事項を定め、NCA施設及びその周辺地域における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は原子炉による災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、<u>NCA施設の廃止措置計画の廃止措置工程第1段階のうちの機能停止措置の期間に</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>管理に携わる者に適用する。</p> <p>(用語) 第3条 この規定において使用する用語は、<u>別に定める場合を除き</u>、「法」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(昭和32年総理府令第83号(以下「規則」という。))に定めるところによる。</p> <p>(規定、細則等の改定及び廃止) 第4条 原子力技術研究所長は、この規定の改定を必要とするときは、NCA安全委員会の審議及び<u>原子炉主任技術者</u>の同意を得なければならない。 2. この規定を施行するために、次の各号に掲げる細則を定める。 (1) <u>NCA運転手順</u> (2) 応急措置要領 (3) 異常時措置要領 (4) 巡視点検要領 (5) NCA安全委員会運営細則 (6) 放射性廃棄物処理方法 (7) 放射性排水測定法マニュアル (8) 放射線計測機器点検・校正マニュアル (9) 放射線測定器点検・校正マニュアル (10) 固定式放射線モニタ点検・校正マニュアル (11) <u>原子炉物理実験への学生等の受入れに関する要領</u> 3. 前項の細則の改定又は廃止を必要とするときは、NCA安全委員会の審議及び<u>原子炉主任技術者</u>の同意を得なければならない。</p>	<p><u>おける運用に関して適用し</u>、NCA施設における災害防止に必要な<u>施設の</u>運転及び管理に携わる者に適用する。</p> <p>(用語) 第3条 この規定において使用する用語は、<u>次項及び本文中に定める場合を除き</u>、「法」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(昭和32年総理府令第83号(以下「規則」という。))に定めるところによる。 <u>2. この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</u> <u>(1)「廃止措置」とは、原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄に関する作業をいう。</u> <u>(2)「施設の運転」とは、原子炉の運転を伴わない、施設及び設備の運転をいう。</u></p> <p>(規定、細則等の改定及び廃止) 第4条 原子力技術研究所長は、この規定の改定を必要とするときは、NCA安全委員会の審議及び<u>臨界実験装置主務者</u>の同意を得なければならない。 2. この規定を施行するために、次の各号に掲げる細則を定める。 (1) <u>NCA施設管理要領</u> (2) 応急措置要領 (3) 異常時措置要領 (4) 巡視点検要領 (5) NCA安全委員会運営細則 (6) 放射性廃棄物処理方法 (7) 放射性排水測定法マニュアル (8) 放射線計測機器点検・校正マニュアル (9) 放射線測定器点検・校正マニュアル (10) 固定式放射線モニタ点検・校正マニュアル (11) <u>放射性廃棄物でない廃棄物の処理マニュアル</u> 3. 前項の細則の改定又は廃止を必要とするときは、NCA安全委員会の審議及び<u>臨界実験装置主務者</u>の同意を得なければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第2章 組織及び職務 (保安管理の組織) 第5条 社長は、次の管理職位、<u>原子炉主任技術者</u>及びNCA安全委員会で構成されるNCA施設の保安管理の組織を設置する。 (1) 原子力技術研究所長 (2) 管理担当部長 (3) 放射線管理室長 (4) 原子炉技術担当部長 (5) 臨界実験装置室長 (6) <u>原子炉主任技術者</u> (7) NCA安全委員会 2. NCA施設の保安管理の組織は、第1図に掲げるとおりとする。 (管理職位の職務) 第6条 前条に規定する各管理職者は、定められた職務権限に応じ、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行しなければならない。 2. 前条に規定する各管理職者は、次の職務を遂行するものとする。 (1) 原子力技術研究所長(以下「所長」という。)は、NCA施設に係る保安上の業務を総括する。 (2) 管理担当部長は、所長の命を受け、放射線管理室長を指揮して放射線管理及び放射性廃棄物の処理の業務を統括し、合わせて周辺監視区域の管理を行う。 (3) 放射線管理室長(以下「放管長」という。)は、管理担当部長の命を受け、NCA施設の放射線管理及び放射性廃棄物の処理に係る業務を行う。</p>	<p>第2章 組織及び職務 (保安管理の組織) 第5条 社長は、次の管理職位、<u>臨界実験装置主務者</u>及びNCA安全委員会で構成されるNCA施設の保安管理の組織を設置する。 (1) 原子力技術研究所長 (2) 管理担当部長 (3) 放射線管理室長 (4) 原子炉技術担当部長 (5) 臨界実験装置室長 (6) <u>臨界実験装置主務者</u> (7) NCA安全委員会 2. NCA施設の保安管理の組織は、第1図に掲げるとおりとする。 (管理職位の職務) 第6条 前条に規定する各管理職者は、定められた職務権限に応じ、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行しなければならない。 2. 前条に規定する各管理職者は、次の職務を遂行するものとする。 (1) 原子力技術研究所長(以下「所長」という。)は、NCA施設に係る保安上の業務を総括する。 (2) 管理担当部長は、所長の命を受け、放射線管理室長を指揮して放射線管理及び放射性廃棄物の処理の業務を統括し、合わせて周辺監視区域の管理を行う。 (3) 放射線管理室長(以下「放管長」という。)は、管理担当部長の命を受け、NCA施設の放射線管理及び放射性廃棄物の処理に係る業務を行う。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>(4) 原子炉技術担当部長（以下「部長」という。）は、所長の命を受け、臨界実験装置室長を指揮して、<u>運転管理及び燃料管理の業務</u>を統括し、併せて各種法令で定める技術的事項の遵守、その他NCA施設に関する保安上の業務を統括する。ただし、第2号に定める業務を除く。</p> <p>(5) 臨界実験装置室長（以下「室長」という。）は、部長の命を受けNCA<u>施設の運転管理及び燃料管理</u>の業務を行う。 (原子炉主任技術者の選任) 第7条 所長は、<u>原子炉主任技術者免状を有する原子力技術研究所の役職者の中から、原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任する。</u> 2. 所長は、<u>主任技術者が職務を遂行できない場合にそなえて、その職務を代行する者を、原子炉主任技術者免状を有する者のうちからあらかじめ定めておくことができる。</u></p> <p>(主任技術者の職務) 第8条 <u>主任技術者</u>は、法令及びこの規定の定めるところに従い、次の職務を誠実に行わなければならない。 (1) <u>原子炉の運転</u>に関する保安に関して、所長に対して意見を具申すること。 (2) 関係責任者に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと。 (3) <u>原子炉の運転</u>に関する業務を行う者に対し、助言又は協力すること。 (4) 保安教育訓練計画、NCAの<u>運転に関する</u>保安のための計画に関して確認すること。 (5) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書について、<u>主任技術者</u>が関係するものを審査確認すること。 (6) 異常又は事故の原因調査並びに故障等報告書の作成に参画すること。 (7) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関して確認すること。 (8) その他NCA施設の保安の監督に関して必要な職務。 (意見の尊重) 第9条 所長は、<u>主任技術者</u>から意見具申を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。 2. <u>原子炉の運転</u>に関する業務を行う者は、<u>主任技術者</u>がNCA施設の<u>運転</u>に関する保安のためにする指示に従わなければならない。 (NCA安全委員会) 第10条 NCA安全委員会（以下「安全委員会」という。）は、所長の諮問機関として、NCAの<u>施設、運転、実験</u>及び保安に係る次の各号に定める事項に関する審議を行う。 (1) 許認可を要するNCA施設の改造又は取替えに関する事項 (2) 異常又は事故の原因調査及びその対策に関する事項 (3) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関する事項 (4) <u>施設の定期的な評価</u>に関する事項 (5) その他NCA施設の保安に関し所長が必要と認めた事項 2. 安全委員会は、部長を委員長とし、所長が指名した委員及び<u>主任技術者</u>をもって構成する。 3. 所長は、安全委員会の答申を尊重しなければならない。</p>	<p>(4) 原子炉技術担当部長（以下「部長」という。）は、所長の命を受け、臨界実験装置室長を指揮して、<u>施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置実施の業務</u>を統括し、併せて各種法令で定める技術的事項の遵守、その他NCA施設に関する保安上の業務を統括する。ただし、第2号に定める業務を除く。</p> <p>(5) 臨界実験装置室長（以下「室長」という。）は、部長の命を受けNCA<u>施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置実施</u>の業務を行う。 (臨界実験装置主務者の選任) 第7条 所長は、<u>NCA施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置に係わる保安の監督を行わせるために、臨界実験装置主務者をおく。</u> 2. 所長は、<u>原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者の免状若しくは技術士（原子力・放射線部門）の登録証を有する役職者の中から、臨界実験装置主務者（以下「主務者」という。）を選任する。</u> 3. 所長は、<u>主務者が職務を遂行できない場合にそなえて、その職務を代行する者を、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者の免状若しくは技術士（原子力・放射線部門）の登録証を有する者のうちからあらかじめ定めておくことができる。</u></p> <p>(主務者の職務) 第8条 <u>主務者</u>は、法令及びこの規定の定めるところに従い、次の職務を誠実に行わなければならない。 (1) <u>NCA施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置</u>に関する保安に関して、所長に対して意見を具申すること。 (2) 関係責任者に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと。 (3) <u>NCA施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置</u>に関する業務を行う者に対し、助言又は協力すること。 (4) 保安教育訓練計画、NCAの保安のための計画に関して確認すること。 (5) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書について、<u>主務者</u>が関係するものを審査確認すること。 (6) 異常又は事故の原因調査並びに故障等報告書の作成に参画すること。 (7) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関して確認すること。 (8) その他NCA施設の保安の監督に関して必要な職務。 (意見の尊重) 第9条 所長は、<u>主務者</u>から意見具申を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。 2. <u>NCA施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置</u>に関する業務を行う者は、<u>主務者</u>がNCA施設の<u>運転管理、燃料管理及び廃止措置</u>に関する保安のためにする指示に従わなければならない。 (NCA安全委員会) 第10条 NCA安全委員会（以下「安全委員会」という。）は、所長の諮問機関として、NCA<u>施設の運転管理、燃料管理及び廃止措置</u>及び保安に係る次の各号に定める事項に関する審議を行う。 (1) 許認可を要するNCA施設の改造又は取替えに関する事項 (2) 異常又は事故の原因調査及びその対策に関する事項 (3) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関する事項 (4) <u>廃止措置計画の変更</u>に関する事項 (5) その他NCA施設の保安に関し所長が必要と認めた事項 2. 安全委員会は、部長を委員長とし、所長が指名した委員及び<u>主務者</u>をもって構成する。 3. 所長は、安全委員会の答申を尊重しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第3章 <u>運転管理</u> 第1節 <u>通則</u> (要員の配置) 第11条 <u>室長は、運転班長には、臨界実験装置室員（以下「室員」という。）であって、NCA施設の機能、構造、特性等の教育並びにNCA施設の保守及び運転の訓練を1年以上経験した者の中から選ばなければならない。</u></p>	<p>第3章 <u>施設及び廃止措置の管理</u> (削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>2. 室長は、運転班員には、室員であって、NCA施設の機能、構造、特性等の教育並びにNCA施設の保守及び運転の訓練を1年以上経験した者の中から選ばなければならない。</p> <p>3. 室長は、運転班の構成にあたっては、NCA施設の安全確保及び異常時の措置を考慮して、次の運転員を配置する。</p> <p style="padding-left: 40px;">運転班長 運転班員 1名以上</p> <p>4. 室長は、本章第4節に定める運転にあつて臨界を維持している場合は、1名以上の運転員を制御盤に配置しなければならない。</p> <p>(訓練のための運転)</p> <p>第12条 室長は、訓練のために運転に参加している運転員に対し、運転班長の監督と指示の下に運転を行わせなければならない。</p> <p>2. 訓練を受ける者は運転班長の指示に従わなければならない。</p> <p>(原子炉物理実験への学生等の受入れ)</p> <p>第12条の2 室長は、原子炉物理実験に学生等原子力技術研究所外の者（以下、「学生等」という。）を受入れる場合、必要となる保安教育を実施し、操作の一部の実施を伴う場合には、受入れる学生等に対し、運転班長の監督と指示の下に操作を行わせなければならない。</p> <p>2. 学生等は運転班長の指示に従わなければならない。</p> <p>(交代及び引き継ぎ)</p> <p>第13条 室長は、運転を行う者に対して交代にあたっては、制御盤の鍵及び運転記録の引き渡しを行うとともに、運転の状況その他必要な事項について引き継ぎを行わせなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項の引き継ぎにおいて、引き継ぎが完了するまでは、前の運転班に運転を行わせなければならない。</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第14条 臨界実験棟に係る鍵は室長が管理しなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第11条 臨界実験棟に係る鍵は室長が管理しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p>
<p>第2節 実験計画等</p> <p>(年間運転計画)</p> <p>第15条 部長は、毎年度当該年度の開始に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間運転計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 主要な実験の予定期間、その実験の中で学生等を受入れる場合は受入れる予定期間</p> <p>(2) 主要な改造及び取替えの項目と工事予定期間</p> <p>(3) 施設定期自主検査の予定期間</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 部長は、第1項の承認を受けたときは、室長、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</p> <p>(実験計画書)</p> <p>第16条 実験計画書とは、一つの炉心配置について行われる一連の実験の計画について記載したものをいう。</p> <p>2. 室長は、前条の年間運転計画を考慮してNCAを使用する実験について、次の各号に掲げる事項を記載した実験計画書を作成し、部長及び所長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 実験項目並びに目的</p> <p>(2) 実施する期間</p> <p>(3) 炉心の種類、使用する安全板の数並びに炉心に組込む固定ポイズン又は模擬ポイズン</p> <p>(4) 第19条に掲げる特性測定の必要性の有無</p> <p>(5) 実験の方法</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>3. 室長は、原子炉物理実験に学生等を受入れる場合は、次の各号に掲げる事項を前項の実験計画書の中に予め記載し、前項の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p>	<p>(年間廃止措置等計画)</p> <p>第12条 部長は、毎年度当該年度の開始に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間廃止措置等計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係わる工事等の実施項目及びその予定期間</p> <p>(2) 主要な改造及び取替えの項目と工事予定期間</p> <p>(3) 定期事業者検査及び定期自主検査の予定期間</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 部長は、第1項の承認を受けたときは、室長、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</p> <p>(廃止措置作業計画書)</p> <p>第13条 廃止措置作業計画書とは、NCA施設の廃止措置に関して行う一連の工事若しくは作業の計画について記載したものをいう。</p> <p>2. 室長は、NCA廃止措置計画に基づいて行う一連の工事若しくは作業について、次の各号に掲げる事項を記載した廃止措置作業計画書を作成し、部長及び所長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 工事若しくは作業の名称</p> <p>(2) 実施する期間</p> <p>(3) 対象となるNCA施設の設備・機器</p> <p>(4) 工事若しくは作業の方法</p> <p>(5) 作業場所、範囲</p> <p>(6) 放射線作業、高所作業など安全上で対策が必要な作業の種類</p> <p>(7) 作業実施者あるいは工事請負業者名</p> <p>3. 室長は、前項の工事若しくは作業が放射線作業に係る場合には、第38条に従い放射線作業計画書を作成する。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更 条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p><u>(1) 学生等を受入れる期間</u> <u>(2) 学生等の所属氏名</u> <u>(3) 操作の内容</u> <u>(4) その他必要な事項</u> 4. 前項第3号の操作は、スクラム条件が発生しない操作に限定する。 5. 所長は、前項の承認を与えるときは主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(運転指示書)</u> 第17条 室長は、前条第2項の承認を受けた実験計画書に基づき運転指示書を作成しなければならない。 2. 運転指示書は、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。 (1) 運転の日時および目的 (2) 運転班の構成と運転の種別、原子炉物理実験に学生等を受入れる場合は、学生等の所属氏名 (3) 炉心の構成 (4) オーバーフロー設定値 (5) バイパスキーの種類並びにその使用の時期 (6) 炉心タンクに給水されている場合において、実験装置室「扉」バイパススイッチ投入により人が炉心に近づける状態（以下この状態を「安全板半停止」という。）にするために炉心に挿入する安全板 (7) 特別に実験のため炉心に組み込むものとその位置 (8) 燃料棒の配置及び配置換え（以下「炉心配置換え」という。）がある場合には、それに係る変更指示 (9) 安全板半停止の状態で行う固定ポイズンの配置換え (10) 第29条第3項のただし書きの事項があらかじめ予想される場合は、その旨を記載 (11) 原子炉物理実験に学生等を受入れ、操作の一部の実施を伴う場合は、その操作 (12) その他運転に必要な事項 3. 室長は、第19条に定める特性測定について、運転指示書により指示しなければならない。 4. 室長は、運転の指令に先立ち、運転指示書に記載した内容について、主任技術者の同意を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。 5. 室長は、運転班長にNCAの運転を指令する場合は運転指示書により行わなければならない。 <u>(炉心配置換えの手續、手順等)</u> 第18条 室長は、炉心配置換えを行うときは、前条に定める運転指示書により指示しなければならない。 2. 安全板半停止の状態で行う炉心配置換えにおいては、正の反応度を付加してはならない。 <u>(特性測定)</u> 第19条 室長は、次の各号の一に該当する場合には、特性測定を行わなければならない。 (1) 炉心配置換えの後、その炉心が運転経験のない炉心である場合 (2) NCAの特性に影響を及ぼすおそれのある物体または装置を設置し、その影響が未知である場合 2. 特性測定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、安全性の面からその測定が不要であると、主任技術者の同意を得た場合には、その一部を省略することができる。 (1) 臨界水位 (2) 安全板の反応度価値 (3) 出力較正 (4) 臨界水位付近での水位反応度係数 (5) 燃料棒の反応度効果 (6) その他必要な事項 3. 室長は、前項の特性測定を行ったときは、その結果を部長、所長及び主任技術者に報告しなければならない。</p>	<p>4. 部長は、第2項の工事若しくは作業について必要と認められた場合は、保安上の注意あるいは指示を行う。 5. 所長は、第2項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(機能停止に伴う措置及び管理)</u> 第14条 部長は、原子炉を再起動しないことを担保するため、以下の各号の措置を講じなければならない。 (1) 廃止措置計画の第1段階工事の機能停止措置において、炉心タンク内から格子板、検出器、攪拌機などを取り外した後は、炉心タンクに上蓋を設置し、これを施錠管理する。 (2) 炉心タンク上蓋の鍵は、室長が管理する。</p> <p>(削除) (削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第3節 運転上の制限及び条件 <u>(積算出力の制限)</u></p>		<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>第20条 室長は、NCAの年間積算出力を2 kW・h以下に制限しなければならない。 2. 室長は、任意の3月間におけるNCAの積算出力を0.5 kW・h以下に制限しなければならない。 (NCAの熱的、核的制限値)</p> <p>第21条 室長は、NCAの熱的、核的制限値を第1表の左欄に掲げる項目について、同表右欄に掲げる値に保たなければならない。 (緊急停止装置の設定等)</p> <p>第22条 室長は、NCA施設について、第2表に掲げるところにより運転開始前に緊急停止装置を設定しなければならない。 2. 室長は、前項の規定にかかわらずNCAの安全運転に支障ない次の各号に関して運転指示書で指示するときは、信号をバイパスすることができる。 (1) NCA起動時における指示値の変動が著しい場合の起動系ペリオド (2) NCAを第17条第2項第6号に定められた安全板半停止の状態にする場合の実験装置室扉 (警報装置の設定値)</p> <p>第23条 室長は、NCA施設において、第3表に掲げるところにより警報装置が作動するよう警報装置の設定をしなければならない。ただし、同表第9号については放管長が行わなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(警報装置の設定値)</p> <p>第15条 放管長は、NCA施設において、第1表に掲げるところにより放射線モニタの警報装置が作動するよう警報装置の設定をしなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第4節 運転 (運転開始前の点検)</p> <p>第24条 室長及び放管長は、NCAにおいて同一運転日の最初の運転開始前に、その所掌する各機器の使用状態又は作動状態が、NCAの運転及び安全性に支障のないことを第4表に掲げるところにより点検しなければならない。 2. 放管長は、前項の点検結果を室長に連絡しなければならない。 (運転開始時の通報等)</p> <p>第25条 室長は、NCAの運転開始前に実験装置室内に人がいないことを確認しなければならない。 2. 室長は、NCAの運転開始時に、NCA施設内にいる者に対し、その旨を通報しなければならない。 (運転中の表示)</p> <p>第26条 室長は、NCAの運転中はその旨を臨界実験棟内にいる者に対し、運転表示灯により表示しなければならない。 (運転中の点検)</p> <p>第27条 室長は、NCA運転中、常に計器類を監視し、NCAの作動状態に注意するとともに、各機器の作動状態が正常であることを1日1回以上第5表に掲げるところにより点検、確認しなければならない。 (運転停止後の点検)</p> <p>第28条 室長は、NCAにおいて同一運転日の最後の運転停止後、第6表に掲げるところにより点検を行い異常の有無を確認しなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第5節 異常時における措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第29条 室長は、第3表に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、警報の復旧に努めなければならない。この場合において、その原因が放管長の所掌に係る設備であるときは放管長に連絡する。 2. 放管長は、前項の連絡を受けたときは、警報を復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を室長に通報しなければならない。 3. 室長は、第1項で作動した警報装置が正常に復旧できないときは、NCAを停止しなければならない。ただし、安全系対数計数率計及び放射線モニタにおいてあらかじめ警報装置が作動し、安全上問題のないことが運転指示書により指示されている場合はこの限りではない。 (緊急停止装置が作動した場合の措置)</p> <p>第30条 室長は、第2表に掲げる緊急停止装置が作動したときは、放管長に通報するとともに、その原因</p>	<p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第16条 放管長は、第1表に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、警報の復旧に努めなければならない。この場合において、その原因が室長の所掌に係る設備であるときは室長に連絡する。 2. 室長は、前項の連絡を受けたときは、警報を復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を放管長に通報しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>条番号修正、表番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p><u>及び状況の調査を行わなければならない。</u></p> <p><u>2. 室長は、緊急停止装置が作動した原因及びその状況の把握に努め、原因復旧の措置を講ずるとともに、次条に定めるNCAが計画外停止した場合の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(NCAが計画外停止した場合の措置)</u></p> <p><u>第31条 この規定において「計画外停止」とは、第29条第3項により警報装置が復帰できずにNCAを停止したとき及び第30条により緊急停止装置が作動したとき等NCA施設の保安を確保する必要から計画外にNCAを停止した場合をいう。</u></p> <p><u>2. 室長は、NCAが計画外停止したときは、部長及び主任技術者に報告するとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 作動した緊急停止装置又は警報装置の項目及びその原因</u></p> <p><u>(2) 中性子出力の正常な低下</u></p> <p><u>(3) 全安全板の完全挿入</u></p> <p><u>(4) 炉心タンク水の排出</u></p> <p><u>(5) 放射性物質の施設外又は施設内への放出の有無</u></p> <p><u>(6) 原因の除去</u></p> <p><u>(7) 作業員の被ばく及び汚染の有無</u></p> <p><u>3. 部長は、前項の報告を受けた場合は、直ちにその状況及び対策について所長に報告しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) ノイズに起因して安全板の励磁電流が切れてNCAが停止した場合</u></p> <p><u>(2) ノイズに起因して安全板並びに緊急排水弁が作動してスクラムした場合</u></p> <p><u>(3) 線形計数率計あるいはマイクロマイクロアンメータのレンジ切換スイッチの誤操作により各レンジにおいて100%スクラムが作動した場合で、レンジ切換スイッチの復旧後直ちに運転を再開して支障ないとき</u></p> <p><u>(4) NCAを利用する実験において、実験用機器に不具合が生じ、NCAの安全確保上直ちに運転を停止する必要はないが、利用目的から運転継続の必要がなくなり手動停止したとき</u></p> <p><u>(5) 地震、落雷等、外部原因により緊急停止した場合であって、NCAの機器に異常が認められないとき</u></p> <p><u>(6) 故障の原因が明らかであり、かつ、NCAの運転に支障が生じる恐れがないとき</u></p> <p><u>(計画外停止後にNCAを再起動する場合の措置)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p><u>第32条 NCAが計画外停止した場合における再起動は、部長が所長の承認を得た後、室長に指示しなければならない。</u></p> <p><u>2. 所長は、前項の再起動を承認するに当たっては、部長から緊急停止の原因が除かれNCA施設が正常に復したことの確認の報告を受け、再起動について主任技術者の同意を得て行わなければならない。</u></p> <p><u>3. 室長は前条第3項ただし書きの場合における再起動については、緊急停止の原因が除かれ、かつ、NCA施設が正常に復したことを部長及び主任技術者が確認した後に行うことができる。</u></p> <p><u>(点検等において異常を発見した場合の措置)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p><u>第33条 第24条の運転開始前の点検、第27条の運転中の点検、第28条の運転停止後の点検等において、NCA施設に異常と認められる箇所や状況が発見した者は、直ちに第6表に掲げる施設設備に応じて室長又は放管長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2. 室長又は放管長は、前項の連絡を受けたときは、その原因及び状況の把握に努め、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、室長又は放管長はその異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは相互に連絡し合うとともに、室長は部長及び主任技術者に連絡し、放管長は管理担当部長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>3. 部長及び管理担当部長は、前項の連絡を受けたときは、NCA施設の保安に必要な措置を講じなければならない。又、部長はその異常が原子炉の保安に重大な影響があるとみとめたときは、所長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>4. 部長及び管理担当部長は、前項の措置を講ずるときは、主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</u></p>	<p><u>(異常を発見した場合の措置)</u></p> <p><u>第17条 NCA施設に異常と認められる箇所や状況が発見した者は、直ちに施設設備に応じて室長又は放管長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2. 室長又は放管長は、前項の連絡を受けたときは、その原因及び状況の把握に努め、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、室長又は放管長はその異常が原子炉施設の運転に支障を及ぼすと認めるときは相互に連絡し合うとともに、室長は部長及び主務者に連絡し、放管長は管理担当部長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>3. 部長及び管理担当部長は、前項の連絡を受けたときは、NCA施設の保安に必要な措置を講じなければならない。又、部長はその異常が原子炉の保安に重大な影響があるとみとめたときは、所長に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>4. 部長及び管理担当部長は、前項の措置を講ずるときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更 条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p><u>第34条 勤務時間外において、異常を発見した者は、直ちに警備員に異常の概要を通報すると共に危険の</u></p>	<p><u>第18条 勤務時間外において、異常を発見した者は、直ちに警備員に異常の概要を通報すると共に危険の</u></p>	<p>条番号修正</p>

<p>ない範囲内で異常原因の排除及び応急措置を行わなければならない。</p> <p>2. 連絡を受けた警備員は、部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 連絡を受けた部長は、所長、管理担当部長及び主任技術者に通報しなければならない。ただし、その異常が拡大するおそれがなく速やかに収束すると部長が判断する場合は、この限りではない。</p> <p>4. 部長は、前項ただし書きに定める場合を除いて、現場に赴き適切な措置をとらなければならない。この場合の措置は主任技術者の同意を得て行わなければならない。</p> <p>5. <u>勤務時間外において、NCAが運転中の場合にあっては、第1項から第4項までの定めに関わらず、前条の定めるところに従う。</u></p> <p>(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第 35 条 部長は第 5 節の規定において、当該異常の状況が第 81 条に定める非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第 7 章に定めるところにより措置しなければならない。</p>	<p>ない範囲内で異常原因の排除及び応急措置を行わなければならない。</p> <p>2. 連絡を受けた警備員は、部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 連絡を受けた部長は、所長、管理担当部長及び主務者に通報しなければならない。ただし、その異常が拡大するおそれがなく速やかに収束すると部長が判断する場合は、この限りではない。</p> <p>4. 部長は、前項ただし書きに定める場合を除いて、現場に赴き適切な措置をとらなければならない。この場合の措置は主務者の同意を得て行わなければならない。</p> <p>5. <u>部長は、行った措置について、所長、管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。</u> (</p> <p>(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第 19 条 部長は第 17 条及び第 18 条の規定において、当該異常の状況が第 67 条に定める非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第 8 章に定めるところにより措置しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正 章番号修正</p>
<p>第 4 章 燃料管理 (燃料の受払い)</p> <p>第 36 条 室長は、NCAの燃料の受入れあるいは払出しをしようとするときは、受入れる燃料あるいは払出す燃料について、その種類、数量、外観及び汚染の有無を確認しなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項の確認した事項について、所長、部長及び主任技術者に報告しなければならない。 (事業所内の燃料の運搬)</p> <p>第 37 条 室長は、事業所内において核燃料物質を運搬する場合は、規則第 12 条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>2. 室長は、核燃料物質の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者及び放管長に知らせなければならない。</p> <p>3. 放管長は、直ちに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じるとともに、第 33 条に準じて措置をしなければならない (事業所外への燃料の運搬)</p> <p>第 37 条の 2 室長は、核燃料物質を事業所外へ運搬する場合は、法第 59 条に定めるところに従って行わなければならない。 (燃料の貯蔵等)</p> <p>第 38 条 室長は、燃料を保管する場合、次の各号に掲げる事項を遵守して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>炉心に装荷した燃料及び実験のため使用中の燃料以外</u>は、燃料室の燃料ラックに収納して貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料室の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p><u>(3) 燃料の貯蔵に従事する者以外の者が炉心タンクに近接する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</u></p> <p><u>(4) 燃料室における貯蔵は、いかなる場合においても臨界に達するおそれのないようにすること。</u></p> <p>2. 室長は、6ヶ月に1回貯蔵中の燃料について、次の各号に掲げる事項について点検しなければならない。</p> <p>(1) 燃料室及び燃料ラックの異常の有無の確認</p> <p>(2) 燃料の保管状況の確認</p> <p>(3) 燃料の種類ごとの数量の確認</p> <p>3. 室長は燃料の盗取又は所在不明が生じたときは、部長を通じて所長及び主任技術者並びに放管長を通じて管理担当部長に報告しなければならない。 <u>(燃料要素の装荷及び取出し)</u></p> <p>第 39 条 室長は、燃料を炉心に装荷あるいは取出しをしようとするときは、次の各号に掲げる事項について点検しなければならない。</p> <p><u>(1) 運転指示書の燃料配置で記載された炉心配置であること。</u></p> <p><u>(2) 燃料要素に異常がないこと。</u></p> <p><u>(3) その他必要な事項</u></p>	<p>第 4 章 燃料管理 (燃料の受払い)</p> <p>第 20 条 室長は、NCAの燃料の受入れあるいは払出しをしようとするときは、受入れる燃料あるいは払出す燃料について、その種類、数量、外観及び汚染の有無を確認しなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項の確認した事項について、所長、部長及び主務者に報告しなければならない。 (事業所内の燃料の運搬)</p> <p>第 21 条 室長は、事業所内において核燃料物質を運搬する場合は、規則第 12 条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>2. 室長は、核燃料物質の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者及び放管長に知らせなければならない。</p> <p>3. 放管長は、直ちに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じるとともに、第 17 条に準じて措置をしなければならない (事業所外への燃料の運搬)</p> <p>第 22 条 室長は、核燃料物質を事業所外へ運搬する場合は、法第 59 条に定めるところに従って行わなければならない。 (燃料要素の貯蔵等)</p> <p>第 23 条 室長は、燃料を保管する場合、次の各号に掲げる事項を遵守して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>燃料要素</u>は、燃料室の燃料ラックに収納して貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料室の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p><u>(3) 燃料室における貯蔵は、いかなる場合においても臨界に達するおそれのないようにすること。</u></p> <p>2. 室長は、6ヶ月に1回貯蔵中の燃料について、次の各号に掲げる事項について点検しなければならない。</p> <p>(1) 燃料室及び燃料ラックの異常の有無の確認</p> <p>(2) 燃料の保管状況の確認</p> <p>(3) 燃料の種類ごとの数量の確認</p> <p>3. 室長は燃料の盗取又は所在不明が生じたときは、部長を通じて所長及び主務者並びに放管長を通じて管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>(燃料要素の使用中の点検)</p> <p><u>第 40 条 室長は、使用中の燃料要素に破損が生じた疑いがあるときは、燃料要素を点検しなければならない。</u></p> <p>(燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 41 条 室長は、第 36 条第 1 項の受入れ時の点検、第 38 条第 2 項の貯蔵中の点検、<u>第 39 条の燃料要素の装荷及び取出し並びに第 40 条の使用中の点検</u>の結果異常を認めたときは、放管長へ連絡するとともに部長に報告しなければならない。</p> <p>2. 室長は、放管長の指示のもとに破損の有無を検査し、破損が明らかになったときには<u>当該燃料の使用をやめ</u>、密封保管措置を講じ、その状況を部長に報告しなければならない</p> <p>3. 前 2 項の報告を受けた部長は、その状況並びに講じた措置について、<u>主任技術者</u>並びに所長に報告しなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 24 条 室長は、第 20 条第 1 項の受入れ時の点検、第 23 条第 2 項の貯蔵中の点検の結果異常を認めるときは、放管長へ連絡するとともに部長に報告しなければならない。</p> <p>2. 室長は、放管長の指示のもとに破損の有無を検査し、破損が明らかになったときには密封保管措置を講じ、その状況を部長に報告しなければならない</p> <p>3. 前 2 項の報告を受けた部長は、その状況並びに講じた措置について、<u>主務者</u>並びに所長に報告しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>																								
<p>第 5 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 管理区域の設定及び立入制限</p> <p>(管理区域の設定)</p> <p>第 42 条 NCA 施設の管理区域は第 2 図に示すとおりとする。</p> <p>2. 管理担当部長は、規則第 1 条の 2 第 2 項第 4 号の定義に該当する場所が一時的に発生した場合又はそのおそれのある場合には、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に指定しなければならない。</p> <p>3. 管理担当部長は、前項の一時管理区域の指定及び解除をしようとする場合は、<u>主任技術者</u>の同意を得なければならない。設定の解除にあたって、汚染の状況の測定、線量当量率の測定結果を得て、規則第 1 条の 2 第 2 項第 4 号の定義に該当しないことを確認しなければならない。又、設定及び解除を行ったときは、部長に連絡しなければならない。</p> <p>4. NCA 施設の周辺監視区域は、第 3 図に示すとおりとする。</p> <p>(管理区域等の標識)</p> <p>第 43 条 放管長は、管理区域等に人がみだりに立ち入ることを制限するため、次表に示す標識を設けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="287 1197 1197 1367"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>掲 示 場 所</th> <th>標 識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域</td> <td>出入口又は必要な箇所</td> <td>第 5 図に示す標識</td> </tr> <tr> <td>一時管理区域</td> <td>出入口又は必要な箇所</td> <td>第 6 図に示す標識</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>第 3 図に示す位置</td> <td>第 7 図に示す標識</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理区域の出入口)</p> <p>第 44 条 人が常時出入する管理区域への出入口は、汚染検査室 1 箇所とする。</p> <p>(管理区域への立入者区分)</p> <p>第 45 条 管理区域への立入区分を次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <p>(2) 一時立入者</p> <p>2. 放射線業務従事者とは、NCA の<u>運転又は利用</u>、NCA 施設の保全、核燃料物質等の運搬・貯蔵・廃棄、及び汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理担当部長に許可され登録された者をいう。また、管理担当部長は、放射線業務従事者が業務に従事する必要がなくなった場合には、当該放射線業務従事者の登録を解除しなければならない。</p> <p>3. 一時立入者とは、工事（明らかに放射線作業を伴わないものであって、かつ、汚染の発生のないものに限る。）、見学、<u>学生等の原子炉物理実験への受入れ</u>又は納品等のために、一時的に管理区域に入域する者であって、工事にあつては 1 週間の線量が 1 0 0 マイクロシーベルトを超えない者（ただし、年 1 ミリシーベルトを超えてはならない。）、見学、<u>学生等の原子炉物理実験への受入れ</u>又は納品等にあつては 1 週間の線量が 2 0 マイクロシーベルトを超えない者で、放管長又</p>	区 域	掲 示 場 所	標 識	管理区域	出入口又は必要な箇所	第 5 図に示す標識	一時管理区域	出入口又は必要な箇所	第 6 図に示す標識	周辺監視区域	第 3 図に示す位置	第 7 図に示す標識	<p>第 5 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 管理区域の設定及び立入制限</p> <p>(管理区域の設定)</p> <p>第 25 条 NCA 施設の管理区域は第 2 図に示すとおりとする。</p> <p>2. 管理担当部長は、規則第 1 条の 2 第 2 項第 4 号の定義に該当する場所が一時的に発生した場合又はそのおそれのある場合には、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に指定しなければならない。</p> <p>3. 管理担当部長は、前項の一時管理区域の指定及び解除をしようとする場合は、<u>主務者</u>の同意を得なければならない。設定の解除にあたって、汚染の状況の測定、線量当量率の測定結果を得て、規則第 1 条の 2 第 2 項第 4 号の定義に該当しないことを確認しなければならない。又、設定及び解除を行ったときは、部長に連絡しなければならない。</p> <p>4. NCA 施設の周辺監視区域は、第 3 図に示すとおりとする。</p> <p>(管理区域等の標識)</p> <p>第 26 条 放管長は、管理区域等に人がみだりに立ち入ることを制限するため、次表に示す標識を設けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1406 1197 2316 1367"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>掲 示 場 所</th> <th>標 識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域</td> <td>出入口又は必要な箇所</td> <td>第 5 図に示す標識</td> </tr> <tr> <td>一時管理区域</td> <td>出入口又は必要な箇所</td> <td>第 6 図に示す標識</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>第 3 図に示す位置</td> <td>第 7 図に示す標識</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理区域の出入口)</p> <p>第 27 条 人が常時出入する管理区域への出入口は、汚染検査室 1 箇所とする。</p> <p>(管理区域への立入者区分)</p> <p>第 28 条 管理区域への立入区分を次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <p>(2) 一時立入者</p> <p>2. 放射線業務従事者とは、NCA の<u>廃止措置</u>、NCA 施設の保全、核燃料物質等の運搬・貯蔵・廃棄、及び汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理担当部長に許可され登録された者をいう。また、管理担当部長は、放射線業務従事者が業務に従事する必要がなくなった場合には、当該放射線業務従事者の登録を解除しなければならない。</p> <p>3. 一時立入者とは、工事（明らかに放射線作業を伴わないものであって、かつ、汚染の発生のないものに限る。）、見学又は納品等のために、一時的に管理区域に入域する者であつて、工事にあつては 1 週間の線量が 1 0 0 マイクロシーベルトを超えない者（ただし、年 1 ミリシーベルトを超えてはならない。）、見学又は納品等にあつては 1 週間の線量が 2 0 マイクロシーベルトを超えない者で、放管長又</p>	区 域	掲 示 場 所	標 識	管理区域	出入口又は必要な箇所	第 5 図に示す標識	一時管理区域	出入口又は必要な箇所	第 6 図に示す標識	周辺監視区域	第 3 図に示す位置	第 7 図に示す標識	<p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
区 域	掲 示 場 所	標 識																								
管理区域	出入口又は必要な箇所	第 5 図に示す標識																								
一時管理区域	出入口又は必要な箇所	第 6 図に示す標識																								
周辺監視区域	第 3 図に示す位置	第 7 図に示す標識																								
区 域	掲 示 場 所	標 識																								
管理区域	出入口又は必要な箇所	第 5 図に示す標識																								
一時管理区域	出入口又は必要な箇所	第 6 図に示す標識																								
周辺監視区域	第 3 図に示す位置	第 7 図に示す標識																								

<p>ては1週間の線量が20マイクロシーベルトを超えない者で、放管長又は室長の許可を受けた者をいう。</p> <p>4. 室長又は放管長は、一時立入者に対して立入りの許可を与えるつど、第48条に定める遵守事項の徹底その他立入りの目的に即した教育を行わなければならない。</p> <p>(管理区域等への立入制限)</p> <p>第46条 管理担当部長は、周辺監視区域内での人の居住を禁止するとともに、当研究所出入口において入出門管理を行い、周辺監視区域へ業務上立ち入る者以外の立入を制限しなければならない。</p> <p>2. 室長及び放管長は、それぞれ臨界実験棟及び廃棄物処理棟の管理区域出入口扉を施錠し、放射線業務従事者及び一時立入者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>3. 室長及び放管長は、それぞれ臨界実験棟及び廃棄物処理棟の管理区域に立ち入る一時立入者に対して、放射線業務従事者を同行させなければならない。</p> <p>4. 管理担当部長は管理区域の出入口の鍵(電気錠を含む)を管理しなければならない。又、管理担当部長はNCA施設の出入口に係る鍵についても、管理しなければならない。</p> <p>(管理区域内の立入制限区域)</p> <p>第47条 放管長は、管理区域内で、線量、放射性物質の表面密度もしくは空气中濃度が、次の各号に定める値を超え又は超えるおそれがある場所については、室長に連絡し、その境界に柵等を設け、かつ放射線業務従事者並びに一時立入者の立入時間を制限する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 線量については、1時間につき20マイクロシーベルト</p> <p>(2) 表面密度については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「告示」という。)第4条に定める表面密度限度(以下「表面密度限度」という。)</p> <p>(3) 空气中濃度については、告示別表第1及び第2に定める放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度(以下「空气中濃度限度」という。)</p>	<p>は室長の許可を受けた者をいう。</p> <p>4. 室長又は放管長は、一時立入者に対して立入りの許可を与えるつど、第31条に定める遵守事項の徹底その他立入りの目的に即した教育を行わなければならない。</p> <p>(管理区域等への立入制限)</p> <p>第29条 管理担当部長は、周辺監視区域内での人の居住を禁止するとともに、当研究所出入口において入出門管理を行い、周辺監視区域へ業務上立ち入る者以外の立入を制限しなければならない。</p> <p>2. 室長及び放管長は、それぞれ臨界実験棟及び廃棄物処理棟の管理区域出入口扉を施錠し、放射線業務従事者及び一時立入者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>3. 室長及び放管長は、それぞれ臨界実験棟及び廃棄物処理棟の管理区域に立ち入る一時立入者に対して、放射線業務従事者を同行させなければならない。</p> <p>4. 管理担当部長は管理区域の出入口の鍵(電気錠を含む)を管理しなければならない。又、管理担当部長はNCA施設の出入口に係る鍵についても、管理しなければならない。</p> <p>(管理区域内の立入制限区域)</p> <p>第30条 放管長は、管理区域内で、線量、放射性物質の表面密度もしくは空气中濃度が、次の各号に定める値を超え又は超えるおそれがある場所については、室長に連絡し、その境界に柵等を設け、かつ放射線業務従事者並びに一時立入者の立入時間を制限する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 線量については、1時間につき20マイクロシーベルト</p> <p>(2) 表面密度については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「告示」という。)第4条に定める表面密度限度(以下「表面密度限度」という。)</p> <p>(3) 空气中濃度については、告示別表第1及び第2に定める放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度(以下「空气中濃度限度」という。)</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
<p>第2節 管理区域の出入管理等 (管理区域の出入管理)</p> <p>第48条 放管長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 出入に際しては、管理区域のあらかじめ定められた出入口を利用すること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者は、管理区域立入に際して放射線測定器及び100マイクロシーベルト毎週を超えるおそれのある場合は補助放射線測定器を定められた箇所に着用すること。</p> <p>(3) 一時立入者は、管理区域立入に際して、補助放射線測定器を定められた箇所に着用すること。ただし、複数の一時立入者の被ばく線量が一樣になると判断できる場合には、代表者のみに着用させることができる。</p> <p>(4) 身体汚染又は内部被ばくの発生のおそれのある場合は、保護具を着用すること。</p> <p>(5) 業務上必要としない物品は持ち込まないこと。</p> <p>(6) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。</p> <p>(7) 管理区域から物品を持ち出す場合は、放管長の検査を受けること。</p> <p>(8) 管理区域から核燃料物質等を持ち出す場合は、容器に入れ放管長の検査を受けること。</p> <p>(汚染が発見された場合の措置)</p> <p>第49条 放管長は、第48条第6号の汚染検査の結果汚染が発見された場合は、身体汚染の除去等必要な措置を講じるとともに汚染の状況及び原因の調査を行わなければならない。</p> <p>(管理区域外への物品持出し基準等)</p> <p>第50条 放管長は、第48条第7号の検査を実施する場合は、物品表面の放射性物質の表面密度、第48条第8号の検査の場合には容器表面の放射性物質の表面密度及び線量当量率を測定しなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前項の測定の結果次の各号に掲げる値を超える場合には持ち出しを許可してはならない。</p> <p>(1) 放射性物質の表面密度については、表面密度限度の10分の1</p> <p>(2) 線量当量率については、容器の表面において2ミリシーベルト毎時、容器の表面から1メートルの距離において100マイクロシーベルト毎時</p> <p>(事業所内運搬)</p>	<p>第2節 管理区域の出入管理等 (管理区域の出入管理)</p> <p>第31条 放管長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 出入に際しては、管理区域のあらかじめ定められた出入口を利用すること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者は、管理区域立入に際して放射線測定器及び100マイクロシーベルト毎週を超えるおそれのある場合は補助放射線測定器を定められた箇所に着用すること。</p> <p>(3) 一時立入者は、管理区域立入に際して、補助放射線測定器を定められた箇所に着用すること。ただし、複数の一時立入者の被ばく線量が一樣になると判断できる場合には、代表者のみに着用させることができる。</p> <p>(4) 身体汚染又は内部被ばくの発生のおそれのある場合は、保護具を着用すること。</p> <p>(5) 業務上必要としない物品は持ち込まないこと。</p> <p>(6) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。</p> <p>(7) 管理区域から物品を持ち出す場合は、放管長の検査を受けること。</p> <p>(8) 管理区域から核燃料物質等を持ち出す場合は、容器に入れ放管長の検査を受けること。</p> <p>(汚染が発見された場合の措置)</p> <p>第32条 放管長は、第31条第6号の汚染検査の結果汚染が発見された場合は、身体汚染の除去等必要な措置を講じるとともに汚染の状況及び原因の調査を行わなければならない。</p> <p>(管理区域外への物品持出し基準等)</p> <p>第33条 放管長は、第31条第7号の検査を実施する場合は、物品表面の放射性物質の表面密度、第31条第8号の検査の場合には容器表面の放射性物質の表面密度及び線量当量率を測定しなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前項の測定の結果次の各号に掲げる値を超える場合には持ち出しを許可してはならない。</p> <p>(1) 放射性物質の表面密度については、表面密度限度の10分の1</p> <p>(2) 線量当量率については、容器の表面において2ミリシーベルト毎時、容器の表面から1メートルの距離において100マイクロシーベルト毎時</p> <p>(事業所内運搬)</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>

<p>第 51 条 放管長は、事業所内の管理区域外において核燃料物質等を運搬しようとするときは、前条に規定する基準に加えて次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 危険物と混載の禁止、転倒・転落の防止、汚染の拡大防止、被ばく防止その他の保安上必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器は、各辺 10 c m 以上であって、取っ手等を設け安全かつ容易に取り扱うことができ、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生じるおそれのないように措置を講じること。</p> <p>(3) 種類及び数量を明示した運搬に関する関係法令に定める標識をつけること。</p> <p>(4) 運搬経路において見張人の配置等により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを禁止すること。</p> <p>(5) 車両による運搬の場合は、当該車両を徐行させること。</p> <p>(6) 放管長が指定する運搬しようとする核燃料物質等の取扱いに関し、知識、経験を有する者に監督させること</p> <p>2. 核燃料物質によって汚染されたものであって、規則第 12 条第 1 項第 2 号イ又はロに該当する場合は、容器に封入することを要しない。</p> <p>3. 本条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定は、管理区域内においての運搬には、適用しない。</p> <p>4. 放管長は、核燃料物質等の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者に知らせるとともに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じ、合せて第 33 条に準じて措置しなければならない。</p> <p>(事業所外における運搬)</p> <p>第 52 条 放管長又は室長は、事業所外において核燃料物質等を運搬しようとするときは、法第 59 条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>(管理区域における遵守事項の掲示)</p> <p>第 53 条 放管長は、管理区域に出入する者に対して、第 48 条に定める遵守事項の徹底をはかるため、管理区域出入口の人の目につきやすい場所に、必要な事項を掲示しなければならない。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 54 条 放管長は、管理区域内では飲食及び喫煙をさせてはならない。</p>	<p>第 34 条 放管長は、事業所内の管理区域外において核燃料物質等を運搬しようとするときは、前条に規定する基準に加えて次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 危険物と混載の禁止、転倒・転落の防止、汚染の拡大防止、被ばく防止その他の保安上必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器は、各辺 10 c m 以上であって、取っ手等を設け安全かつ容易に取り扱うことができ、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生じるおそれのないように措置を講じること。</p> <p>(3) 種類及び数量を明示した運搬に関する関係法令に定める標識をつけること。</p> <p>(4) 運搬経路において見張人の配置等により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを禁止すること。</p> <p>(5) 車両による運搬の場合は、当該車両を徐行させること。</p> <p>(6) 放管長が指定する運搬しようとする核燃料物質等の取扱いに関し、知識、経験を有する者に監督させること</p> <p>2. 核燃料物質によって汚染されたものであって、規則第 12 条第 1 項第 2 号イ又はロに該当する場合は、容器に封入することを要しない。</p> <p>3. 本条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定は、管理区域内においての運搬には、適用しない。</p> <p>4. 放管長は、核燃料物質等の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者に知らせるとともに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じ、合せて第 17 条に準じて措置しなければならない。</p> <p>(事業所外における運搬)</p> <p>第 35 条 放管長又は室長は、事業所外において核燃料物質等を運搬しようとするときは、法第 59 条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>(管理区域における遵守事項の掲示)</p> <p>第 36 条 放管長は、管理区域に出入する者に対して、第 31 条に定める遵守事項の徹底をはかるため、管理区域出入口の人の目につきやすい場所に、必要な事項を掲示しなければならない。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 37 条 放管長は、管理区域内では飲食及び喫煙をさせてはならない。</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
<p>第 3 節 管理区域内の作業管理 (放射線作業計画及び管理)</p> <p>第 55 条 N C A の <u>運転</u>、<u>炉心の変更</u>、核燃料物質の <u>取扱</u>、<u>施設定期自主検査</u> の実施その他の放射線被ばく若しくは汚染を伴い、又はそのおそれのある業務（以下「放射線作業」という。）を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書をあらかじめ作成し、室長、<u>主任技術者</u> 及び放管長の同意を得、放射線被ばく及び汚染が合理的に達成できる限り低くなるように努めなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 作業日</p> <p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線防護上の措置</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2. 放管長は、前項の同意を行うときは作業内容を検討し、放射線作業を行う者に対して次の各号に定める放射線防護上の助言、支援、指示を行わなければならない。</p> <p>(1) 被ばく線量を低くするための措置</p> <p>(2) 汚染拡大の防止措置</p> <p>(3) 適切な放射線防護具の着用</p> <p>(4) 放射性廃棄物の発生量を少なくする措置</p> <p>(5) 放射性廃棄物及び汚染した機器等に係る措置</p> <p>(6) 放管長の立会</p>	<p>第 3 節 管理区域内の作業管理 (放射線作業計画及び管理)</p> <p>第 38 条 N C A <u>施設の運転</u>、<u>廃止措置に係わる工事若しくは作業</u>、核燃料物質の <u>取扱</u>、<u>定期事業者検査</u> <u>及び定期自主検査</u> の実施その他の放射線被ばく若しくは汚染を伴い、又はそのおそれのある業務（以下「放射線作業」という。）を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書をあらかじめ作成し、室長、<u>主務者</u> 及び放管長の同意を得、放射線被ばく及び汚染が合理的に達成できる限り低くなるように努めなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 作業日 (<u>作業期間</u>)</p> <p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線防護上の措置</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2. 放管長は、前項の同意を行うときは作業内容を検討し、放射線作業を行う者に対して次の各号に定める放射線防護上の助言、支援、指示を行わなければならない。</p> <p>(1) 被ばく線量を低くするための措置</p> <p>(2) 汚染拡大の防止措置</p> <p>(3) 適切な放射線防護具の着用</p> <p>(4) 放射性廃棄物の発生量を少なくする措置</p> <p>(5) 放射性廃棄物及び汚染した機器等に係る措置</p> <p>(6) 放管長の立会</p>	<p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更記載の適正化</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>(放射線作業の実施)</p> <p>第 56 条 放射線作業を行う者は、前条の放射線作業計画書に係る放射線作業の実施にあたっては計画書に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長は、放射線作業の実施に際し、立会わなければならない。ただし、被ばく線量が1週間100マイクロシーベルトを超えるおそれがなく、かつ表面密度限度の10分の1を超えるおそれがないと判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>(放射線作業の実施)</p> <p>第 39 条 放射線作業を行う者は、前条の放射線作業計画書に係る放射線作業の実施にあたっては計画書に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長は、放射線作業の実施に際し、立会わなければならない。ただし、被ばく線量が1週間100マイクロシーベルトを超えるおそれがなく、かつ表面密度限度の10分の1を超えるおそれがないと判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>条番号修正</p>
<p>第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 (線量の管理)</p> <p>第 57 条 放管長は、放射線業務従事者の線量がそれぞれ次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるようにするため、管理区域への立入時間を制限し有効なしゃへいを設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。</p> <p>イ. 5年間につき100ミリシーベルト。ただし、1年間について50ミリシーベルトを超えてはならない。</p> <p>ロ. 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。)については、イに定めるほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト。</p> <p>ハ. 妊娠中である女子については、イに定めるほか、本人の申出等により妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト</p> <p>(2) 放射線業務従事者の線量限度は、等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ. 眼の水晶体については1年間につき50ミリシーベルト、及び、平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト <u>(適用は付記に従う)</u></p> <p>ロ. 皮膚については1年間につき500ミリシーベルト</p> <p>ハ. 前号ハに定める女子の腹部表面については、同号ハに定める期間につき2ミリシーベルト</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず室長は放管長の協力を得て放射線業務従事者の1週間の実効線量が1ミリシーベルト、等価線量では眼の水晶体に対して1ミリシーベルト <u>(適用は付記に従う)</u>、皮膚に対して10ミリシーベルトを超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう努めなければならない。</p> <p>3. 室長又は放管長は、一時立入者の1週間の線量が工事にあっては100マイクロシーベルト(ただし、1年間1ミリシーベルト)、見学又は納品等にあっては20マイクロシーベルトを超えることのないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるように、放射線の管理を行わなければならない。ただし、法令に基づき官吏が立入る場合はこのかぎりではない。</p> <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第 58 条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、NCAの<u>運転</u>に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(所員であつて女子を除く)を緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>3. 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>4. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5. 管理担当部長は、告示第7条第2項に定める場合にあっては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講</p>	<p>第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 (線量の管理)</p> <p>第 40 条 放管長は、放射線業務従事者の線量がそれぞれ次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるようにするため、管理区域への立入時間を制限し有効なしゃへいを設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。</p> <p>イ. 5年間につき100ミリシーベルト。ただし、1年間について50ミリシーベルトを超えてはならない。</p> <p>ロ. 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。)については、イに定めるほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト。</p> <p>ハ. 妊娠中である女子については、イに定めるほか、本人の申出等により妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト</p> <p>(2) 放射線業務従事者の線量限度は、等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ. 眼の水晶体については1年間につき50ミリシーベルト、及び、平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト</p> <p>ロ. 皮膚については1年間につき500ミリシーベルト</p> <p>ハ. 前号ハに定める女子の腹部表面については、同号ハに定める期間につき2ミリシーベルト</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず室長は放管長の協力を得て放射線業務従事者の1週間の実効線量が1ミリシーベルト、等価線量では眼の水晶体に対して1ミリシーベルト、皮膚に対して10ミリシーベルトを超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう努めなければならない。</p> <p>3. 室長又は放管長は、一時立入者の1週間の線量が工事にあっては100マイクロシーベルト(ただし、1年間1ミリシーベルト)、見学又は納品等にあっては20マイクロシーベルトを超えることのないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるように、放射線の管理を行わなければならない。ただし、法令に基づき官吏が立入る場合はこのかぎりではない。</p> <p>(緊急作業に係る線量当量限度)</p> <p>第 41 条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、NCAの<u>保安</u>に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(所員であつて女子を除く)を緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>3. 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>4. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5. 管理担当部長は、告示第7条第2項に定める場合にあっては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講</p>	<p>条番号修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>じなければならない。</p> <p>6. 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7. 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p> <p>(個人被ばく線量の測定)</p> <p>第59条 放管長は、管理区域に立ち入る者について、放射線測定器により管理区域に立ち入っている間継続して線量当量の測定を行わなければならない。</p> <p>2. 前項の測定に係る測定部位及び測定頻度は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量当量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について行うこと。</p> <p>(2) 放射線業務従事者の着用する放射線測定器は3月に1回以上測定すること。(女子にあっては1月に1回測定すること。)ただし、被ばく線量が大きい場合には補助放射線測定器による管理を行い、その測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、そのつど測定を行うこと。</p> <p>(3) 一時立入者の着用する補助放射線測定器は毎日1回測定すること。</p> <p>3. 放管長は、放射性物質を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合には次の各号に定めるところにより内部被ばくに係る線量当量について測定しなければならない。</p> <p>(1) 吸入摂取又は経口摂取した放射性物質の種類及び量の測定又は計算並びに線量当量の算出</p> <p>(2) 前号の結果、有意な結果が算出された場合は、被ばくの状況調査及び詳細測定</p> <p>(測定結果の記録及び交付)</p> <p>第60条 放管長は、前条に定める測定の結果を算定し記録しなければならない。この場合において、放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量の測定結果は、1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回記録しなければならない。</p> <p>2. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間)の累積線量は、当該年間以降、毎年度1回記録しなければならない。</p> <p>3. 放管長は、当該被測定者に対し、前2項の記録の写しを記録するつど及び管理区域に立ち入ることがなくなったときに交付しなければならない。</p> <p>(線量に係る勧告)</p> <p>第61条 放管長は、第59条に規定する測定の結果、放射線業務従事者の線量が次の第1号から第3号に該当する場合、及び一時立入者の線量が第4号に該当する場合には、部長、管理担当部長及び主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 1週間の線量が第57条第2項に定める値を超える場合</p> <p>(2) 3月間の線量が第57条第1項の1年間についての線量限度として定められている値の10分の1を超え、又は超えるおそれのある場合</p> <p>(3) 1年間の線量が第57条第1項の1年間についての線量限度として定められている値の10分の3を超え、又は超えるおそれのある場合</p> <p>(4) 1週間の線量が20マイクロシーベルトを超えるおそれのある場合</p> <p>2. 部長又は管理担当部長は、前項の規定により報告を受けた場合その報告に係る者が、放射線業務従事者にあつては、放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限する等により、その者の被ばくに係る線量を第57条第1項に規定する線量限度を超えないようにしなければならない。また一</p>	<p>じなければならない。</p> <p>6. 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7. 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p> <p>(個人被ばく線量の測定)</p> <p>第42条 放管長は、管理区域に立ち入る者について、放射線測定器により管理区域に立ち入っている間継続して線量当量の測定を行わなければならない。</p> <p>2. 前項の測定に係る測定部位及び測定頻度は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量当量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について行うこと。</p> <p>(2) 放射線業務従事者の着用する放射線測定器は3月に1回以上測定すること。(女子にあっては1月に1回測定すること。)ただし、被ばく線量が大きい場合には補助放射線測定器による管理を行い、その測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、そのつど測定を行うこと。</p> <p>(3) 一時立入者の着用する補助放射線測定器は毎日1回測定すること。</p> <p>3. 放管長は、放射性物質を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合には次の各号に定めるところにより内部被ばくに係る線量当量について測定しなければならない。</p> <p>(1) 吸入摂取又は経口摂取した放射性物質の種類及び量の測定又は計算並びに線量当量の算出</p> <p>(2) 前号の結果、有意な結果が算出された場合は、被ばくの状況調査及び詳細測定</p> <p>(測定結果の記録及び交付)</p> <p>第43条 放管長は、前条に定める測定の結果を算定し記録しなければならない。この場合において、放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量の測定結果は、1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回記録しなければならない。</p> <p>2. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間)の累積線量は、当該年間以降、毎年度1回記録しなければならない。</p> <p>3. 放管長は、当該被測定者に対し、前2項の記録の写しを記録するつど及び管理区域に立ち入ることがなくなったときに交付しなければならない。</p> <p>(線量に係る勧告)</p> <p>第44条 放管長は、第42条に規定する測定の結果、放射線業務従事者の線量が次の第1号から第3号に該当する場合、及び一時立入者の線量が第4号に該当する場合には、部長、管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 1週間の線量が第40条第2項に定める値を超える場合</p> <p>(2) 3月間の線量が第40条第1項の1年間についての線量限度として定められている値の10分の1を超え、又は超えるおそれのある場合</p> <p>(3) 1年間の線量が第40条第1項の1年間についての線量限度として定められている値の10分の3を超え、又は超えるおそれのある場合</p> <p>(4) 1週間の線量が20マイクロシーベルトを超えるおそれのある場合</p> <p>2. 部長又は管理担当部長は、前項の規定により報告を受けた場合その報告に係る者が、放射線業務従事者にあつては、放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限する等により、その者の被ばくに係る線量を第40条第1項に規定する線量限度を超えないようにしなければならない。また一</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
---	---	--

<p>時立入者にあつては、管理区域内の立入り時間の制限を行う等により、第 57 条第 3 項に定める線量を超えないようにしなければならない。</p> <p>3. 部長又は管理担当部長は、前項の規定により採った措置についてそれぞれ所長及び主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(汚染の除去)</p> <p>第 62 条 放管長は、管理区域内の人が手にふれる物品、床、壁等が放射性物質により汚染され第 47 条第 2 号の表面密度限度を超える場合には、表面密度限度以下になるまで汚染の除去を行うことを室長に勧告しなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項に定める勧告を受けた場合には、当該箇所の汚染除去を放管長の立会のもとに行わなければならない。</p> <p>3. 本条第 1 項及び第 2 項に係る汚染の除去が困難な場合には放管長と室長は協議の上、当該汚染場所への人の立入制限を行う等人体に被害をおよぼさないような措置を講じなければならない。</p>	<p>時立入者にあつては、管理区域内の立入り時間の制限を行う等により、第 40 条第 3 項に定める線量を超えないようにしなければならない。</p> <p>3. 部長又は管理担当部長は、前項の規定により採った措置についてそれぞれ所長及び主務者に報告しなければならない。</p> <p>(汚染の除去)</p> <p>第 45 条 放管長は、管理区域内の人が手にふれる物品、床、壁等が放射性物質により汚染され第 30 条第 2 号の表面密度限度を超える場合には、表面密度限度以下になるまで汚染の除去を行うことを室長に勧告しなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項に定める勧告を受けた場合には、当該箇所の汚染除去を放管長の立会のもとに行わなければならない。</p> <p>3. 本条第 1 項及び第 2 項に係る汚染の除去が困難な場合には放管長と室長は協議の上、当該汚染場所への人の立入制限を行う等人体に被害をおよぼさないような措置を講じなければならない。</p>	<p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p>
<p>第 5 節 線量当量率の測定 (管理区域における線量当量率等の測定)</p> <p>第 63 条 放管長は、人の常時立入る管理区域(臨界実験棟:実験装置室、燃料室、制御室、廃棄物処理棟:機械室)について毎週 1 回次の各号の測定を行わなければならない。</p> <p>(1) 線量当量率 (2) 放射性物質による表面密度 (3) 放射性物質の空气中濃度</p> <p>2. 放管長は、第 1 項以外の管理区域については月 1 回前項第 1 号及び第 2 号の測定とすることができる。ただし、当該管理区域において放射線作業を行う場合においては、作業を開始する前、作業中毎週 1 回及び作業を終了した後、前項各号の測定を行わなければならない。</p> <p>3. 放管長は、管理区域の出入口の目に付きやすい場所に第 1 項の測定結果を表示する。</p> <p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p>第 64 条 放管長は、第 3 図に示す周辺監視区域の線量当量の測定を 3 月間に 1 回実施しなければならない。</p> <p>(測定に係る勧告及び措置)</p> <p>第 65 条 放管長は、第 63 条の測定の結果第 47 条に定める値を超え又は超えるおそれのある場合は、この旨を、主任技術者及び管理担当部長に報告するとともに、室長の協力を得て原因の調査、人の立入制限若しくは原因の除去等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(放射線測定器の管理及び測定方法)</p> <p>第 66 条 放管長は、所管する放射線測定器(第 7 表)について 1 年ごとに定期的な校正を行い、常に使用できるように、管理しなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前項に規定する放射線測定器の点検の結果、当該測定器の性能を維持できないと認めた場合は直ちに当該放射線測定器の修理を行うとともに、他の放射線測定器をもってあてる等の措置を講じ、その旨を室長、管理担当部長及び主任技術者に連絡しなければならない。</p>	<p>第 5 節 線量当量率の測定 (管理区域における線量当量率等の測定)</p> <p>第 46 条 放管長は、人の常時立入る管理区域(臨界実験棟:実験装置室、燃料室、制御室、廃棄物処理棟:機械室)について毎週 1 回次の各号の測定を行わなければならない。</p> <p>(1) 線量当量率 (2) 放射性物質による表面密度 (3) 放射性物質の空气中濃度</p> <p>2. 放管長は、第 1 項以外の管理区域については月 1 回前項第 1 号及び第 2 号の測定とすることができる。ただし、当該管理区域において放射線作業を行う場合においては、作業を開始する前、作業中毎週 1 回及び作業を終了した後、前項各号の測定を行わなければならない。</p> <p>3. 放管長は、管理区域の出入口の目に付きやすい場所に第 1 項の測定結果を表示する。</p> <p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p>第 47 条 放管長は、第 3 図に示す周辺監視区域の線量当量の測定を 3 月間に 1 回実施しなければならない。</p> <p>(測定に係る勧告及び措置)</p> <p>第 48 条 放管長は、第 46 条の測定の結果第 30 条に定める値を超え又は超えるおそれのある場合は、この旨を、主務者及び管理担当部長に報告するとともに、室長の協力を得て原因の調査、人の立入制限若しくは原因の除去等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(放射線測定器の管理及び測定方法)</p> <p>第 49 条 放管長は、所管する放射線測定器(第 2 表)について 1 年ごとに定期的な校正を行い、常に使用できるように、管理しなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前項に規定する放射線測定器の点検の結果、当該測定器の性能を維持できないと認めた場合は直ちに当該放射線測定器の修理を行うとともに、他の放射線測定器をもってあてる等の措置を講じ、その旨を室長、管理担当部長及び主務者に連絡しなければならない。</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正、表番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第 6 節 請負会社等の放射線防護 (請負会社等の放射線防護)</p> <p>第 67 条 管理担当部長は、管理区域内の作業を請負会社等に行わせる場合は、線量の管理、健康診断、物品管理等、請負会社等に遵守させる事項を定めなければならない。</p> <p>2. 室長又は放管長は、管理区域内で作業を行う請負会社等に対して、監督しなければならない。</p>	<p>第 6 節 請負会社等の放射線防護 (請負会社等の放射線防護)</p> <p>第 50 条 管理担当部長は、管理区域内の作業を請負会社等に行わせる場合は、線量の管理、健康診断、物品管理等、請負会社等に遵守させる事項を定めなければならない。</p> <p>2. 室長又は放管長は、管理区域内で作業を行う請負会社等に対して、監督しなければならない。</p>	<p>条番号修正</p>
<p>第 6 章 放射性廃棄物の処理 (放射性廃棄物処理の基本方針)</p> <p>第 68 条 所長は、放射性廃棄物の放出による周辺監視区域外の公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。</p> <p>(保管廃棄施設における注意事項の掲示)</p>	<p>第 6 章 放射性廃棄物の処理 (放射性廃棄物処理の基本方針)</p> <p>第 51 条 所長は、放射性廃棄物の放出による周辺監視区域外の公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。</p> <p>(保管廃棄施設における注意事項の掲示)</p>	<p>条番号修正</p>

<p>第 69 条 放管長は、保管廃棄施設の目のつきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。(放射性廃棄物の廃棄する者の制限等)</p> <p>第 70 条 放管長は、固体状の放射性廃棄物又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する者に、作業衣等の適切な保護具を着用させなければならない。</p> <p>2. 放管長は、廃棄作業中に廃棄に従事する者以外の者が当該施設に立ち入ることを制限し、立ち入る場合には防護具の着用等の指示を行わなければならない。</p> <p>第 1 節 固体状の放射性廃棄物の処理 (固体状の廃棄物)</p> <p>第 71 条 固体状の放射性廃棄物を廃棄しようとする者は、次の各号に定める措置を講じたいえ、放管長に引渡さなければならない。</p> <p>(1) 固体状の放射性廃棄物は不燃物と可燃物とに分け、必要に応じてポリエチレン袋等に封入した後、放管長の指定する放射能標識をつけた次の基準に適合する廃棄物容器に収納すること。</p> <p>イ. 水が浸透しにくく、腐食に耐え、漏れにくい構造であること。</p> <p>ロ. 亀裂又は破損のおそれがないこと。</p> <p>ハ. 容器の蓋が容易にはずれないこと。</p> <p>(2) 塵埃、液体又はガスを生じるおそれのある放射性廃棄物を容器に収納する場合は、汚染の広がりを防止する措置を講じ気密シートで密封すること。</p> <p>(3) 前 2 号の固体状の放射性廃棄物の表面に、放射性廃棄物の発生日付、放射性廃棄物の種類及び当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量及び表面線量当量率を表示すること。</p> <p>(4) 第 1 号に定める方法以外の方法により、固体状の放射性廃棄物を処理する場合には、あらかじめ放管長に連絡しその指示に従うこと。</p> <p>2. 放管長は、保管廃棄を行う放射性廃棄物に関し、前項の措置を講じた放射性廃棄物の引渡しを受けることができる。</p> <p>3. 放管長は、前項の放射性廃棄物について、次の各号に定める措置を講じたいえ、廃棄物処理棟の保管廃棄施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の区分の状況を確認し、整理番号を付し、保管容器に封入すること。ただし、保管容器に封入することが著しく困難な物にあつては気密シートで包むこと。</p> <p>(2) 前号の措置を行う場合、保管容器ごとに又は気密シートに包んだ場合はその物ごとに整理番号を記録し、第 1 項第 3 号に定める表示内容を確認、記録すること。</p> <p>(3) 保管容器に封印するつど重量を測定し記録すること。</p> <p>(4) 放射性廃棄物を封入した保管容器に容器番号を表示すること。</p> <p>4. 放管長は、放射性廃棄物を搬入する場合、その他特に必要がある場合を除き保管廃棄施設に施錠又は立入制限の措置を講じなければならない。</p>	<p>第 52 条 放管長は、保管廃棄施設の目のつきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。(放射性廃棄物の廃棄する者の制限等)</p> <p>第 53 条 放管長は、固体状の放射性廃棄物又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する者に、作業衣等の適切な保護具を着用させなければならない。</p> <p>2. 放管長は、廃棄作業中に廃棄に従事する者以外の者が当該施設に立ち入ることを制限し、立ち入る場合には防護具の着用等の指示を行わなければならない。</p> <p>第 1 節 固体状の放射性廃棄物の処理 (固体状の廃棄物)</p> <p>第 54 条 固体状の放射性廃棄物を廃棄しようとする者は、次の各号に定める措置を講じたいえ、放管長に引渡さなければならない。</p> <p>(1) 固体状の放射性廃棄物は不燃物と可燃物とに分け、必要に応じてポリエチレン袋等に封入した後、放管長の指定する放射能標識をつけた次の基準に適合する廃棄物容器に収納すること。</p> <p>イ. 水が浸透しにくく、腐食に耐え、漏れにくい構造であること。</p> <p>ロ. 亀裂又は破損のおそれがないこと。</p> <p>ハ. 容器の蓋が容易にはずれないこと。</p> <p>(2) 塵埃、液体又はガスを生じるおそれのある放射性廃棄物を容器に収納する場合は、汚染の広がりを防止する措置を講じ気密シートで密封すること。</p> <p>(3) 前 2 号の固体状の放射性廃棄物の表面に、放射性廃棄物の発生日付、放射性廃棄物の種類及び当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量及び表面線量当量率を表示すること。</p> <p>(4) 第 1 号に定める方法以外の方法により、固体状の放射性廃棄物を処理する場合には、あらかじめ放管長に連絡しその指示に従うこと。</p> <p>2. 放管長は、保管廃棄を行う放射性廃棄物に関し、前項の措置を講じた放射性廃棄物の引渡しを受けることができる。</p> <p>3. 放管長は、前項の放射性廃棄物について、次の各号に定める措置を講じたいえ、廃棄物処理棟の保管廃棄施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の区分の状況を確認し、整理番号を付し、保管容器に封入すること。ただし、保管容器に封入することが著しく困難な物にあつては気密シートで包むこと。</p> <p>(2) 前号の措置を行う場合、保管容器ごとに又は気密シートに包んだ場合はその物ごとに整理番号を記録し、第 1 項第 3 号に定める表示内容を確認、記録すること。</p> <p>(3) 保管容器に封印するつど重量を測定し記録すること。</p> <p>(4) 放射性廃棄物を封入した保管容器に容器番号を表示すること。</p> <p>4. 放管長は、放射性廃棄物を搬入する場合、その他特に必要がある場合を除き保管廃棄施設に施錠又は立入制限の措置を講じなければならない。</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
<p>第 2 節 液体状の放射性廃棄物の処理 (液体状の廃棄物)</p> <p>第 72 条 液体状の放射性廃棄物を廃棄しようとする者は、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 液体状の放射性廃棄物は、水溶液廃棄物と有機溶液廃棄物とに区分すること。</p> <p>(2) 有機溶液廃棄物については、固型化又は放管長の指定する放射能標識を付した次の基準に適合する専用の廃棄物容器に収納すること。</p> <p>イ. 浸透しにくく、腐食に耐え、漏れにくい構造であること。</p> <p>ロ. 亀裂又は破損のおそれがないもの</p> <p>ハ. 容器の蓋が容易にはずれないもの</p> <p>(3) 水溶液廃棄物については、発生の原因、状況から判断して、告示別表第 1 及び第 2 に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の 10 倍を超え又はそのおそれがあると判断される水溶液廃棄物と同濃度限度の 10 倍以下の水溶液廃棄物に区分すること。</p> <p>(4) 前号の濃度限度の 10 倍を超え又はそのおそれがあると判断される水溶液廃棄物については、</p>	<p>第 2 節 液体状の放射性廃棄物の処理 (液体状の廃棄物)</p> <p>第 55 条 液体状の放射性廃棄物を廃棄しようとする者は、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 液体状の放射性廃棄物は、水溶液廃棄物と有機溶液廃棄物とに区分すること。</p> <p>(2) 有機溶液廃棄物については、固型化又は放管長の指定する放射能標識を付した次の基準に適合する専用の廃棄物容器に収納すること。</p> <p>イ. 浸透しにくく、腐食に耐え、漏れにくい構造であること。</p> <p>ロ. 亀裂又は破損のおそれがないもの</p> <p>ハ. 容器の蓋が容易にはずれないもの</p> <p>(3) 水溶液廃棄物については、発生の原因、状況から判断して、告示別表第 1 及び第 2 に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の 10 倍を超え又はそのおそれがあると判断される水溶液廃棄物と同濃度限度の 10 倍以下の水溶液廃棄物に区分すること。</p> <p>(4) 前号の濃度限度の 10 倍を超え又はそのおそれがあると判断される水溶液廃棄物については、</p>	<p>条番号修正</p>

<p>第2号に定める専用の廃棄物容器に収納すること。</p> <p>(5) 第3号の濃度限度の10倍以下の水溶液廃棄物については、廃水貯槽に集水すること。</p> <p>(6) 第2号および第4号の廃棄物容器の表面には放射性廃棄物の発生日付、発生場所を表示すること。</p> <p>2. 放管長は、前項第2号及び第4号の放射性廃棄物に関し、前条第1項に定める基準に準じた措置を講じた放射性廃棄物の引渡しを受けることができる。</p> <p>3. 放管長は、前項の液体状の放射性廃棄物を廃棄する場合には、次の各号に定める措置を講じたうえ廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第2号及び第4号の専用の廃棄物容器に収納した液体状の放射性廃棄物は廃棄物処理棟保管廃棄施設に保管廃棄すること。この場合、放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で包むか、受け皿を設け汚染の拡大防止策を施すこと。</p> <p>(2) 前号の保管廃棄した液体状放射性廃棄物に関し、放射性物質の種類・数量及び整理番号を記録すること。</p> <p>(3) 第1号の保管廃棄した放射性廃棄物容器表面には整理番号を表示すること。</p> <p>4. 放管長は、第1項第5号の水溶液廃棄物を廃棄する場合には、第4図に示す液体廃棄物処理系により、次の各号に定める措置を講じたうえ廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 第73条第1項の測定の結果、放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度を超える場合には、希釈槽に送った後に希釈処理、又は貯留槽に送った後に廃液処理装置において処理すること。</p> <p>(2) 第73条第1項の測定の結果、放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下の場合及び前号の処理廃液については、希釈槽に送り、排出すること。</p>	<p>第2号に定める専用の廃棄物容器に収納すること。</p> <p>(5) 第3号の濃度限度の10倍以下の水溶液廃棄物については、廃水貯槽に集水すること。</p> <p>(6) 第2号及び第4号の廃棄物容器の表面には放射性廃棄物の発生日付、発生場所を表示すること。</p> <p>2. 放管長は、前項第2号及び第4号の放射性廃棄物に関し、前条第1項に定める基準に準じた措置を講じた放射性廃棄物の引渡しを受けることができる。</p> <p>3. 放管長は、前項の液体状の放射性廃棄物を廃棄する場合には、次の各号に定める措置を講じたうえ廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第2号及び第4号の専用の廃棄物容器に収納した液体状の放射性廃棄物は廃棄物処理棟保管廃棄施設に保管廃棄すること。この場合、放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で包むか、受け皿を設け汚染の拡大防止策を施すこと。</p> <p>(2) 前号の保管廃棄した液体状放射性廃棄物に関し、放射性物質の種類・数量及び整理番号を記録すること。</p> <p>(3) 第1号の保管廃棄した放射性廃棄物容器表面には整理番号を表示すること。</p> <p>4. 放管長は、第1項第5号の水溶液廃棄物を廃棄する場合には、第4図に示す液体廃棄物処理系により、次の各号に定める措置を講じたうえ廃棄しなければならない。</p> <p>(1) 第56条第1項の測定の結果、放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度を超える場合には、希釈槽に送った後に希釈処理、又は貯留槽に送った後に廃液処理装置において処理すること。</p> <p>(2) 第56条第1項の測定の結果、放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下の場合及び前号の処理廃液については、希釈槽に送り、排出すること。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>								
<p>(廃液中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第73条 放管長は、廃水貯槽に集めた水溶液廃棄物については廃水貯槽が満水になるつど、又は必要に応じて放射性物質の濃度を測定し、核種分析を行わなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前条第4項第2号の希釈槽に送られた水溶液廃棄物について排出するつど、放射性物質の濃度を測定しなければならない。又、希釈処理以外の方法による処理を行った水溶液廃棄物にあっては、核種分析を合わせて行わなければならない。</p> <p>3. 前2項の放射性物質の濃度測定及び核種分析に使用する放射線測定器とその管理は、第66条に規定するとおりである。</p> <p>(排出基準)</p> <p>第74条 放管長は、水溶液廃棄物を排出する場合前条第2項による測定値が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認して排出しなければならない。</p> <p>(排出管理目標値)</p> <p>第75条 放管長は、排出される水溶液廃棄物に含まれる放射性物質について、次表の管理目標値を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="266 1466 1006 1649"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>管 理 目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年(年度)</td> <td>3.7 MBq (U₃O₈換算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(液体放射性廃棄物の排出に伴う措置)</p> <p>第76条 放管長は、排出する水溶液廃棄物に含まれる放射性物質が前条に定める管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認める場合には主任技術者に連絡するとともに、室長と協議し、速やかに廃液の排出の制限、水溶液廃棄物の処理方法の改善、その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長並びに室長は、前項で定める措置を講じた場合は、それぞれ管理担当部長及び部長に報告しな</p>	期 間	管 理 目 標 値	1年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)	<p>(廃液中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第56条 放管長は、廃水貯槽に集めた水溶液廃棄物については廃水貯槽が満水になるつど、又は必要に応じて放射性物質の濃度を測定し、核種分析を行わなければならない。</p> <p>2. 放管長は、前条第4項第2号の希釈槽に送られた水溶液廃棄物について排出するつど、放射性物質の濃度を測定しなければならない。又、希釈処理以外の方法による処理を行った水溶液廃棄物にあっては、核種分析を合わせて行わなければならない。</p> <p>3. 前2項の放射性物質の濃度測定及び核種分析に使用する放射線測定器とその管理は、第49条に規定するとおりである。</p> <p>(排出基準)</p> <p>第57条 放管長は、水溶液廃棄物を排出する場合前条第2項による測定値が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認して排出しなければならない。</p> <p>(排出管理目標値)</p> <p>第58条 放管長は、排出される水溶液廃棄物に含まれる放射性物質について、次表の管理目標値を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1384 1466 2125 1649"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>管 理 目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年(年度)</td> <td>3.7 MBq (U₃O₈換算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(液体放射性廃棄物の排出に伴う措置)</p> <p>第59条 放管長は、排出する水溶液廃棄物に含まれる放射性物質が前条に定める管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認める場合には主務者に連絡するとともに、室長と協議し、速やかに廃液の排出の制限、水溶液廃棄物の処理方法の改善、その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長並びに室長は、前項で定める措置を講じた場合は、それぞれ管理担当部長及び部長に報告しな</p>	期 間	管 理 目 標 値	1年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p>
期 間	管 理 目 標 値									
1年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)									
期 間	管 理 目 標 値									
1年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)									

<p>なければならない。 3. 前項の報告を受けた管理担当部長は、その旨を所長及び<u>主任技術者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>なければならない。 3. 前項の報告を受けた管理担当部長は、その旨を所長及び<u>主務者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 (排気施設) 第77条 気体状の放射性廃棄物は、排気監視設備を設けてある排気施設で排気しなければならない。 (排気中の放射性物質の測定) 第78条 放管長は、臨界実験棟排気設備から排出される気体状の放射性廃棄物について、放射性塵あいモニタ及び放射性ガスモニタにより連続的に測定しなければならない。 2. 放管長は、周辺監視区域外における空気中の放射性物質濃度について、前項のモニタの測定結果に基づき算出しなければならない。 (排気基準) 第79条 放管長は、気体状の放射性廃棄物を排出する場合は、次の各号に従って廃棄するとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。 (1) 前条第1項による測定値の1日についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度の1000倍を超えないこと。 (2) 前条第2項による算出された値の3ヶ月間についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないこと。 (気体放射性廃棄物の排出に伴う措置) 第80条 放管長は、第78条第1項の測定の結果その値が平常時のバックグランド値の変動(3σ)を超える場合には室長の協力を得て、速やかに原因の調査を行わなければならない。 2. 放管長は、排気中の放射性物質の濃度が第3表に定める値を超えて上昇する場合及び前条の基準を超えるおそれのある場合には、<u>主任技術者</u>に報告するとともに直ちに室長の協力を得て、放射性物質の排出の制限、廃棄方法の改善その他必要な措置を講じなければならない。 3. 放管長は、前項に定める必要な措置を講じた場合は、管理担当部長及び部長に報告しなければならない。 4. 前項の報告を受けた管理担当部長は、その旨を所長及び<u>主任技術者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 (排気施設) 第60条 気体状の放射性廃棄物は、排気監視設備を設けてある排気施設で排気しなければならない。 (排気中の放射性物質の測定) 第61条 放管長は、臨界実験棟排気設備から排出される気体状の放射性廃棄物について、放射性塵あいモニタ及び放射性ガスモニタにより連続的に測定しなければならない。 2. 放管長は、周辺監視区域外における空気中の放射性物質濃度について、前項のモニタの測定結果に基づき算出しなければならない。 (排気基準) 第62条 放管長は、気体状の放射性廃棄物を排出する場合は、次の各号に従って廃棄するとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。 (1) 前条第1項による測定値の1日についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度の1000倍を超えないこと。 (2) 前条第2項による算出された値の3ヶ月間についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないこと。 (気体放射性廃棄物の排出に伴う措置) 第63条 放管長は、第61条第1項の測定の結果その値が平常時のバックグランド値の変動(3σ)を超える場合には室長の協力を得て、速やかに原因の調査を行わなければならない。 2. 放管長は、排気中の放射性物質の濃度が第1表に定める値を超えて上昇する場合及び前条の基準を超えるおそれのある場合には、<u>主務者</u>に報告するとともに直ちに室長の協力を得て、放射性物質の排出の制限、廃棄方法の改善その他必要な措置を講じなければならない。 3. 放管長は、前項に定める必要な措置を講じた場合は、管理担当部長及び部長に報告しなければならない。 4. 前項の報告を受けた管理担当部長は、その旨を所長及び<u>主務者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>条番号修正 条番号修正 条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更 廃止措置段階に合わせた変更</p>
	<p><u>第7章 廃止措置計画に係る解体物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>第1節 廃止措置計画に係る解体撤去した設備・機器の保管</u> <u>(廃止措置計画に係る解体撤去した設備・機器の保管)</u> 第64条 室長は、廃止措置計画において発生した解体物をドラム缶あるいは収納容器に収納し、次の各号の措置を講じなければならない。 (1) <u>ドラム缶及び収納容器の表面に容器番号を表示すること。</u> (2) <u>ドラム缶及び収納容器の表面に容器表面の線量率を表示すること。</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
	<p><u>第2節 解体物のうち放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>(解体物のうち放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> 第65条 室長は、第64条(廃止措置計画に係る解体撤去した設備・機器の保管)で定める解体物を放射性廃棄物でない廃棄物(以下、本条において「解体物のうち放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。 (1) <u>放射性廃棄物でない廃棄物の判断をしようとする対象物の範囲</u> (2) <u>放射性廃棄物でない廃棄物の判断方法</u> イ. <u>使用履歴、設置状況の記録等による判断方法</u> ロ. <u>汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</u> ハ. <u>念のための放射線測定に係る事項</u> (3) <u>放射性廃棄物でない廃棄物と判断したものと核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</u> 2. <u>室長は、工事解体物を放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、第</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

	<p><u>1 項各号で定めた事項に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断する。</u> <u>ただし、放射性廃棄物でない廃棄物と判断できなかったものは、固体については第 54 条、液体については第 55 条に基づき管理する。</u> <u>3. 室長は、第 2 項で判断された放射性廃棄物でない廃棄物を所定の手続きを経て管理区域から搬出する。</u></p>	
	<p><u>第 3 節 解体物以外の放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>(解体物以外の放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> <u>第 66 条 室長は、工事解体物以外の管理区域内において設置又は使用したものであって放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。</u> <u>(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の判断をしようとする対象物の範囲</u> <u>(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の判断方法</u> <u>イ. 使用履歴、設置状況の記録等による判断方法</u> <u>ロ. 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</u> <u>ハ. 念のための放射線測定に係る事項</u> <u>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物と判断したものと核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</u> <u>2. 室長は、工事解体物以外の管理区域内において設置又は使用したものであって放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、第 1 項各号で定めた事項に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断する。</u> <u>ただし、放射性廃棄物でない廃棄物と判断できなかったものは、固体については第 54 条、液体については第 55 条に基づき管理する。</u> <u>3. 室長は、第 2 項で判断された放射性廃棄物でない廃棄物を所定の手続きを経て管理区域から搬出する。</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第 7 章 危険時の措置</p> <p>第 1 節 事前の措置 (非常事態)</p> <p>第 81 条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災、その他の原因によって NCA 施設に災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合であって、その災害の原因除去及び拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う必要が生じた事態をいう。 (事前措置)</p> <p>第 82 条 所長は、非常事態に備えあらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。 (1) 要員の確保 (2) 必要な消防設備、通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図及び図面等の準備並びに整備 (3) 原子力技術研究所内、東芝エネルギーシステムズ株式会社研究炉管理センター（以下「研究炉管理センター」という。）及び原子力技術研究所外関係箇所との通報連絡系統の確立 (4) 原子力技術研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況及び放射能影響範囲等の事前調査並びにその資料の整備 (5) 医療機関の確保 (火災の発生防止措置)</p> <p>第 82 条の 2 室長は、NCA 施設における火災発生の防止のため、以下の措置を講じる。 (1) 実験装置室及び燃料室に、必要のない危険物及び多量の可燃物を持ち込まないように管理する。 (2) 実験装置室及び燃料室に、危険物あるいは多量の可燃物を持ち込む必要がある場合は、火災発生の防止措置と火災発生時の通報に備えた事前措置を行う。</p>	<p>第 8 章 危険時の措置</p> <p>第 1 節 事前の措置 (非常事態)</p> <p>第 67 条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災、その他の原因によって NCA 施設に災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合であって、その災害の原因除去及び拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う必要が生じた事態をいう。 (事前措置)</p> <p>第 68 条 所長は、非常事態に備えあらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。 (1) 要員の確保 (2) 必要な消防設備、通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図及び図面等の準備並びに整備 (3) 原子力技術研究所内、東芝エネルギーシステムズ株式会社研究炉管理センター（以下「研究炉管理センター」という。）及び原子力技術研究所外関係箇所との通報連絡系統の確立 (4) 原子力技術研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況及び放射能影響範囲等の事前調査並びにその資料の整備 (5) 医療機関の確保 (火災の発生防止措置)</p> <p>第 69 条 室長は、NCA 施設における火災発生の防止のため、以下の措置を講じる。 (1) 実験装置室及び燃料室に、必要のない危険物及び多量の可燃物を持ち込まないように管理する。 (2) 実験装置室及び燃料室に、危険物あるいは多量の可燃物を持ち込む必要がある場合は、火災発生の防止措置と火災発生時の通報に備えた事前措置を行う。</p>	<p>章番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
<p>第 2 節 初期活動 (火災発見者の通報)</p> <p>第 83 条 NCA 又はその周辺に火災を発見した者は、消火器等により消火又は延焼の防止に努めるとも</p>	<p>第 2 節 初期活動 (火災発見者の通報)</p> <p>第 70 条 NCA 又はその周辺に火災を発見した者は、消火器等により消火又は延焼の防止に努めるとも</p>	<p>条番号修正</p>

<p>に、消防吏員及び室長に通報しなければならない。 (異常発見者の通報) 第84条 NCA施設に異常が発生し、又はそのおそれがあることを発見した者は、直ちに第8表に掲げる施設設備の所掌に応じて室長又は放管長に通報しなければならない。 (外部への通報等) 第85条 室長又は放管長は、前2条の通報を受けた場合は、火災の状況及び異常の状況を調査確認し、相互に連絡し合うとともに、直ちに室長は部長及び主任技術者に、放管長は管理担当部長に通報しなければならない。 2. 部長は、前項の連絡を受け、非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び所轄の消防署あるいは必要に応じて警察署に通報して出動を要請するとともに、その他関係機関に通報連絡しなければならない。 (応急措置) 第86条 室長は、第84条の通報を受けた場合は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置を講じなければならない。 2. 放管長は、第84条の通報を受けた場合は直ちに放射線レベルを調査し、その状況を室長及び管理担当部長に報告するとともに必要に応じて放射線防護上の応急措置を講じなければならない。</p>	<p>に、消防吏員及び室長に通報しなければならない。 (異常発見者の通報) 第71条 NCA施設に異常が発生し、又はそのおそれがあることを発見した者は、直ちに第8表に掲げる施設設備の所掌に応じて室長又は放管長に通報しなければならない。 (外部への通報等) 第72条 室長又は放管長は、前2条の通報を受けた場合は、火災の状況及び異常の状況を調査確認し、相互に連絡し合うとともに、直ちに室長は部長及び主務者に、放管長は管理担当部長に通報しなければならない。 2. 部長は、前項の連絡を受け、非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び所轄の消防署あるいは必要に応じて警察署に通報して出動を要請するとともに、その他関係機関に通報連絡しなければならない。 (応急措置) 第73条 室長は、第71条の通報を受けた場合は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置を講じなければならない。 2. 放管長は、第71条の通報を受けた場合は直ちに放射線レベルを調査し、その状況を室長及び管理担当部長に報告するとともに必要に応じて放射線防護上の応急措置を講じなければならない。</p>	<p>条番号修正 条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更 条番号修正 条番号修正</p>
<p>第3節 防護活動 (災害対策本部の設置) 第87条 所長は、第85条第2項の連絡を受け、その事態が非常事態であると判断した場合は、直ちに災害対策本部を設置しなければならない。 2. 災害対策本部は、第8図に掲げる組織で構成する。 3. 災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）には、所長をもって充てる。 (災害対策本部の設置の周知) 第88条 本部長は、前条に定める本部を設置した場合は、その旨を直ちに原子力技術研究所内、研究炉管理センター及び原子力技術研究所外関係機関へ通報するとともに、要員を召集しなければならない。 (非常事態における活動) 第89条 本部長は、避難の警告、人命の救助、災害要因の除去及び拡大防止に係る防護活動を行わなければならない。 2. 本部長は、核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲になわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立入ることを禁止しなければならない。 (非常事態の解除) 第90条 災害対策本部の本部長は、災害の要因が除去され、拡大防止に係る防護活動が終了したと判断した場合は、災害対策本部の解散を宣言しその旨を原子力技術研究所内、研究炉管理センター及び原子力技術研究所外関係機関へ通報しなければならない。 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第91条 所長は、原子力災害対策特別措置法に該当する事象が発生した場合には、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の原子力事業者防災業務計画に基づいた措置を行わなければならない。</p>	<p>第3節 防護活動 (災害対策本部の設置) 第74条 所長は、第72条第2項の連絡を受け、その事態が非常事態であると判断した場合は、直ちに災害対策本部を設置しなければならない。 2. 災害対策本部は、第8図に掲げる組織で構成する。 3. 災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）には、所長をもって充てる。 (災害対策本部の設置の周知) 第75条 本部長は、前条に定める本部を設置した場合は、その旨を直ちに原子力技術研究所内、研究炉管理センター及び原子力技術研究所外関係機関へ通報するとともに、要員を召集しなければならない。 (非常事態における活動) 第76条 本部長は、避難の警告、人命の救助、災害要因の除去及び拡大防止に係る防護活動を行わなければならない。 2. 本部長は、核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲になわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立入ることを禁止しなければならない。 (非常事態の解除) 第77条 災害対策本部の本部長は、災害の要因が除去され、拡大防止に係る防護活動が終了したと判断した場合は、災害対策本部の解散を宣言しその旨を原子力技術研究所内、研究炉管理センター及び原子力技術研究所外関係機関へ通報しなければならない。 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第78条 所長は、原子力災害対策特別措置法に該当する事象が発生した場合には、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の原子力事業者防災業務計画に基づいた措置を行わなければならない。</p>	<p>条番号修正 条番号修正 条番号修正 条番号修正 条番号修正</p>
<p>第8章 保 守 (施設管理方針の策定) 第92条 所長は、NCA施設の保全のため、施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という）を策定しなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理方針を変更しなければならない。 2. 所長は、前項の策定又は変更を行った場合には、その内容を部長、管理担当部長、室長、放管長、主任技術者に通知しなければならない。 (施設管理目標の策定)</p>	<p>第9章 保 守 (施設管理方針の策定) 第79条 所長は、NCA施設の保全のため、施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という）を策定しなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理方針を変更しなければならない。 2. 所長は、前項の策定又は変更を行った場合には、その内容を部長、管理担当部長、室長、放管長、主務者に通知しなければならない。 (施設管理目標の策定)</p>	<p>章番号修正 条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（策定した場合）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>主任技術者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、<u>主任技術者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(修理、取換え又は改造)</p> <p>第 94 条 室長又は放管長は、NCA施設の修理、取換え又は改造（以下本条では「改造等」という。）を行う場合には、その改造等が法第 28 条第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 改造等を行う施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 改造等の内容 (3) 予定期間</p> <p>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4. 所長は、第 3 項の承認を行う場合には、あらかじめ<u>主任技術者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>5. 室長及び放管長は、NCAの改造等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、改造等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>7. 部長は、前項の報告を受けたときは<u>主任技術者</u>、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p>	<p>ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（策定した場合）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>主務者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、<u>主務者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(修理、取換え又は改造)</p> <p>第 86 条 室長又は放管長は、NCA施設の修理、取換え又は改造（以下本条では「改造等」という。）を行う場合には、その改造等が法第 28 条第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 改造等を行う施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 改造等の内容 (3) 予定期間</p> <p>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4. 所長は、第 3 項の承認を行う場合には、あらかじめ<u>主務者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>5. 室長及び放管長は、NCAの改造等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、改造等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>7. 部長は、前項の報告を受けたときは<u>主務者</u>、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>(供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器の修理、取換え又は改造)</u></p> <p>第 87 条 室長又は放管長は、供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器について、<u>修理、取換え又は改造を行う場合（その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上とする場合に限る）又は認可を受けた廃止措置計画に基づいて修理、取換え又は改造を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</u></p> <p><u>(1) 改造等を行う施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>(2) 改造等の内容</u> <u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>4. 所長は、第 3 項の承認を行う場合には、あらかじめ主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5. 室長及び放管長は、NCAの改造等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6. 室長及び放管長は、改造等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>7. 部長は、前項の報告を受けたときは主務者、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p>
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 95 条 検査員は、NCA施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければ</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 88 条 検査員は、NCA施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければ</p>	<p>条番号修正</p>

<p>ならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前事業者検査成績書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(放管長の指示) 第96条 放管長は、第94条及び第95条に掲げる作業を行う場合には、放射線管理に係る指示をしなければならない。</p> <p>(巡視) 第97条 室長は、毎日1回以上臨界実験棟を巡視し、制御材駆動設備、電源、給排水及び排気施設を含む設備について第8表に掲げるところにより点検を行わなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、放管長の管理する設備にあつては放管長に連絡し、室長又は放管長は必要な措置を講じるとともに、室長は部長及び主任技術者に放管長は管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3. 休日等において、第1項の巡視及び点検により確認した施設及び設備の状態が維持されている場合は、第1項の巡視点検に代えて第9表に掲げる施設及び設備の巡視とすることができる。</p> <p>4. 放管長は、保管廃棄施設に関し、週1回、床、壁、天井等の施設の健全性、保管容器の保管状態等の巡視点検を行わなければならない。</p> <p>5. 放管長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、汚染拡大防止措置、保管容器の定位置への設置等の措置を講じるとともに、室長、管理担当部長及び主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、震度4以上の地震が発生した場合は、第1項もしくは第3項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第2項に準じて報告しなければならない。</p>	<p>ならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前検査成績書を作成し、主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(放管長の指示) 第89条 放管長は、第86条及び第87条に掲げる作業を行う場合には、放射線管理に係る指示をしなければならない。</p> <p>(巡視) 第90条 室長は、毎日1回以上臨界実験棟の炉心タンク、放射線モニタ、電源、排水及び排気施設を含む設備について第3表に掲げるところにより巡視点検を行わなければならない。</p> <p>2. 室長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、放管長の管理する設備にあつては放管長に連絡し、室長又は放管長は必要な措置を講じるとともに、室長は部長及び主務者に放管長は管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3. 休日等において、第1項の巡視点検により確認した施設及び設備の状態が維持されている場合は、第1項の巡視点検に代えて第4表に掲げる施設及び設備の巡視とすることができる。</p> <p>4. 放管長は、保管廃棄施設に関し、週1回、床、壁、天井等の施設の健全性、保管容器の保管状態等の巡視を行わなければならない。</p> <p>5. 放管長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、汚染拡大防止措置、保管容器の定位置への設置等の措置を講じるとともに、室長、管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、震度4以上の地震が発生した場合は、第1項もしくは第3項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第2項に準じて報告しなければならない。</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正</p> <p>条番号修正、表番号修正 廃止措置に合わせた変更 記載の適正化 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>表番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第9章 定期的な評価</p> <p><u>(定期的な評価の実施)</u> 第98条 所長は、規則第14条の2に基づき、以下の各号に示す定期的な評価を行わなければならない。 <u>なお、実施内容等については、第99条で定める評価実施計画に従い行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>保安活動に関する評価</u> イ. <u>保安活動の実施状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u> ロ. <u>保安活動への最新知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u></p> <p><u>(経年劣化に関する技術的な評価)</u> 第98条の2 所長は、規則第9条の2に基づき、以下の各号に示す経年劣化に関する技術的な評価を行わなければならない。なお、実施内容等については、第99条で定める評価実施計画に従い行うものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>イ. 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ロ. 前項の評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</p> <p>(評価実施計画)</p> <p>第99条 室長は、第98条及び第98条の2の評価を行う場合に、放管長と協力して施設定期評価実施計画を策定し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2. 所長は前項の承認をしようとする場合は、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第100条 室長は、第98条及び第98条の2の評価を終了した場合に、放管長と協力してその結果をとりまとめ、部長、管理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第101条 所長は、第98条の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定し、改善を行わなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の改善計画の策定に際し、部長、管理担当部長及び主任技術者の同意を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>第102条 削除</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第10章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質管理計画の策定)</p> <p>第103条 所長は、保安活動のための品質マネジメント活動実施のため、別添に示す品質管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(品質管理に係わる職務及び組織)</p> <p>第104条 所長は、品質管理体制の構築、品質管理保証活動の実施、評価(監査を含む)及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質管理活動を実施するために、第9図に示す品質管理に係る組織を明確にしなければならない。また、品質管理に係る業務の統括を行う者として品質管理責任者及び品質管理に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3. 所長は、品質管理計画に基づき定期事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保安活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</p> <p>(品質管理計画を別添に示す。)</p> <p>第105条～第108条 削除</p>	<p>第10章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質管理計画の策定)</p> <p>第91条 所長は、保安活動のための品質マネジメント活動実施のため、別添に示す品質管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(品質管理に係わる職務及び組織)</p> <p>第92条 所長は、品質管理体制の構築、品質管理保証活動の実施、評価(監査を含む)及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質管理活動を実施するために、第9図に示す品質管理に係る組織を明確にしなければならない。また、品質管理に係る業務の統括を行う者として品質管理責任者及び品質管理に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3. 所長は、品質管理計画に基づき定期事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保安活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</p> <p>(品質管理計画を別添に示す。)</p> <p>(削除)</p>	<p>条番号修正</p> <p>条番号修正</p>
<p>第11章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第109条 所長は、以下に示す保安教育の実施方針に基づいて年度ごとの保安教育計画を立案させ、必要な対象者に保安教育を実施させなければならない。</p> <p>(1) 保安教育の実施内容</p> <p>保安教育の実施内容は、以下に示す事項とすること。</p> <p>イ. 関連法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>ロ. NCA施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>ハ. 放射線管理に関すること。</p> <p>ニ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。</p> <p>ホ. 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ヘ. その他NCA施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>第11章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第93条 所長は、以下に示す保安教育の実施方針に基づいて年度ごとの保安教育計画を立案させ、必要な対象者に保安教育を実施させなければならない。</p> <p>(1) 保安教育の実施内容</p> <p>保安教育の実施内容は、以下に示す事項とすること。</p> <p>イ. 関連法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>ロ. NCA施設の構造、性能、施設の運転及び廃止措置に関すること。</p> <p>ハ. 放射線管理に関すること。</p> <p>ニ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>ホ. 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ヘ. その他NCA施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>記載の適正化</p>

<p>(2) 保安教育の実施時期 保安教育は、以下に定めるときに行わなければならない。 イ. 業務に従事する前 ロ. 前号の教育を受けた後にあっては、定期的に年1回</p> <p>(3) 保安教育の時間数及び免除 保安教育は、第11表に定める教育時間数の教育を行わなければならない。ただし、原子炉主任技術者等国家資格を有する者又は第11表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者については、その受講内容等に応じた教育内容を免除することができる。この場合、室長は、資格証、履修証明書等を確認しなければならない。</p> <p>(4) 保安教育の計画的な実施 イ. 保安教育は計画的に実施し、業務に従事する前の保安教育では第11表に示す項目の全てを実施し、定期的に行う教育では3年間で第11表の項目の全てを実施しなければならない。 ロ. 保安教育の具体的な内容については、関係法令及び規定等の改定及び実施結果に基づく改善などを反映した見直しを、定期的な教育の実施前に行わなければならない。</p> <p>(保安教育の年度計画) 第110条 室長は放管長と協議の上、NCA施設に関する業務に携わる者に対して、前条に示す保安教育の実施方針に基づき、保安教育及び危険時措置訓練の実実施計画を毎年度当該年度の開始に先立ち立案し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。所長は承認に先だつて<u>主任技術者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>2. 前項の実実施計画は、次の各号に掲げる項目を含むものでなければならない。 (1) 保安教育の内容 (2) 保安教育の予定時期 (3) 教育項目、所要時間 (4) 受講対象者</p> <p>(保安教育の実施) 第110条の2 室長は放管長の協力を得て、前条の保安教育の年度計画に基づいて保安教育を実施するとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、<u>主任技術者</u>及び所長に報告しなければならない。</p> <p>2. 管理担当部長は、第1項の保安教育を終了した者でなければ、第45条第2項に定める放射線業務従事者として許可し登録してはならない。</p> <p><u>(原子炉物理実験に受入れる学生等の保安教育)</u> 第110条の3 室長は放管長の協力を得て、原子炉物理実験に受入れる学生等に対し、事前に保安規定、NCA施設の構造、性能及び運転、放射線管理、非常の場合に採るべき処置等について保安教育を行うとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、<u>主任技術者</u>及び所長に報告しなければならない。</p> <p><u>2. 室長は、前項の保安教育を終了した学生等でなければ、原子炉物理実験に参加させてはならない。</u></p> <p>(危険時措置訓練) 第111条 所長は、年2回以上危険時における措置についての訓練を行わなければならない。</p>	<p>(2) 保安教育の実施時期 保安教育は、以下に定めるときに行わなければならない。 イ. 業務に従事する前 ロ. 前号の教育を受けた後にあっては、定期的に年1回</p> <p>(3) 保安教育の時間数及び免除 保安教育は、第5表に定める教育時間数の教育を行わなければならない。ただし、原子炉主任技術者等国家資格を有する者又は第5表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者については、その受講内容等に応じた教育内容を免除することができる。この場合、室長は、資格証、履修証明書等を確認しなければならない。</p> <p>(4) 保安教育の計画的な実施 イ. 保安教育は計画的に実施し、業務に従事する前の保安教育では第5表に示す項目の全てを実施し、定期的に行う教育では3年間で第5表の項目の全てを実施しなければならない。 ロ. 保安教育の具体的な内容については、関係法令及び規定等の改定及び実施結果に基づく改善などを反映した見直しを、定期的な教育の実施前に行わなければならない。</p> <p>(保安教育の年度計画) 第94条 室長は放管長と協議の上、NCA施設に関する業務に携わる者に対して、前条に示す保安教育の実実施方針に基づき、保安教育及び危険時措置訓練の実実施計画を毎年度当該年度の開始に先立ち立案し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。所長は承認に先だつて<u>主務者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>2. 前項の実実施計画は、次の各号に掲げる項目を含むものでなければならない。 (1) 保安教育の内容 (2) 保安教育の予定時期 (3) 教育項目、所要時間 (4) 受講対象者</p> <p>(保安教育の実施) 第95条 室長は放管長の協力を得て、前条の保安教育の年度計画に基づいて保安教育を実施するとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、<u>主務者</u>及び所長に報告しなければならない。</p> <p>2. 管理担当部長は、第1項の保安教育を終了した者でなければ、第45条第2項に定める放射線業務従事者として許可し登録してはならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(危険時措置訓練) 第96条 所長は、年1回以上危険時における措置についての訓練を行わなければならない。</p>	<p>表番号修正</p> <p>表番号修正</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p> <p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更</p>
<p>第12章 記録及び報告</p> <p>(記録事項等) 第112条 室長及び放管長は、それぞれ所掌する業務に関し第12表及び第13表に掲げるところにより、記録し、保存期間欄に掲げる期間保存しておかななければならない。</p> <p>(社長への報告) 第113条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに社長に報告しなければならない。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) <u>NCAの運転中において、NCA施設の故障により、NCAの運転が停止したとき又はNCAの運転を停止することが必要となったとき。(NCAの故障の原因が明らかであり、かつ、NCAの運転に支障が生じるおそれがないときを除く。)</u> (3) NCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、NCAの安全を確保す</p>	<p>第12章 記録及び報告</p> <p>(記録事項等) 第97条 室長及び放管長は、それぞれ所掌する業務に関し第6表、第7表及び第8表に掲げるところにより、記録し、保存期間欄に掲げる期間保存しておかななければならない。</p> <p>(社長への報告) 第98条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに社長に報告しなければならない。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) NCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、NCAの安全を確保す</p>	<p>条番号修正、表番号修正</p> <p>条番号修正</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

<p>るため必要な機能を有していないと認められたとき <u>(前号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(4) 火災によりNCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</p> <p>(5) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p> <p>(6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が規則第14条第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が規則第14条第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(8) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。</p> <p>(9) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。 イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ. 気体状の核燃料物質等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ. 漏洩した核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。</p> <p>(10) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について規則第8条第1項第1号の線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p>	<p>るため必要な機能を有していないと認められたとき。</p> <p>(3) 火災によりNCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</p> <p>(4) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が規則第14条第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が規則第14条第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。</p> <p>(8) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。 イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ. 気体状の核燃料物質等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ. 漏洩した核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。</p> <p>(9) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) 放射線業務従事者について規則第8条第1項第1号の線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p>	
<p>第13章 技術情報の共有及び不適合情報の公開 (技術情報の共有)</p> <p>第114条 部長は、メーカー等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、NCAの保安に係る所員で情報共有を図り、必要に応じて他の試験研究用原子炉の設置者と情報共有し、NCA施設の保安の向上に役立たせるように努めなければならない。</p> <p>2. 部長は、得られた技術情報に関して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>(不適合事象の公開)</p> <p>第115条 所長は、第10章の品質マネジメント計画に基づくNCAの保安活動において、不適合と判断された事象が生じた場合には、原子力施設の安全に及ぼす影響の大きさ、他の原子力施設との共通性を考慮して選定し、以下の各号に示す内容を研究所ホームページで公開しなければならない。</p> <p>(1) 不適合の内容 (2) 不適合の原因及び防止措置の内容</p>	<p>第13章 技術情報の共有及び不適合情報の公開 (技術情報の共有)</p> <p>第99条 部長は、メーカー等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、NCAの保安に係る所員で情報共有を図り、必要にてに応じて他の試験研究用原子炉の設置者と情報共有し、NCA施設の保安の向上に役立たせるように努めなければならない。</p> <p>2. 部長は、得られた技術情報に関して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>(不適合事象の公開)</p> <p>第100条 所長は、第10章の品質マネジメント計画に基づくNCAの保安活動において、不適合と判断された事象が生じた場合には、原子力施設の安全に及ぼす影響の大きさ、他の原子力施設との共通性を考慮して選定し、以下の各号に示す内容を研究所ホームページで公開しなければならない。</p> <p>(1) 不適合の内容 (2) 不適合の原因及び防止措置の内容</p>	<p>条番号修正 記載の適正化</p> <p>条番号修正</p>
<p><u>付記 第57条第1項(2)イ及び第2項の水晶体の線量限度、線量目標は令和3年4月1日より適用する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>条番号修正</p>

<p style="text-align: center;"><u>第1表 熱的・核的制限値 (第21条関連)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>出力レベル</u></td> <td><u>最大200W</u></td> </tr> <tr> <td><u>過剰反応度</u></td> <td><u>4.1% ΔK/K以下 (水位変化、温度変化、 操作運転などを含む)</u></td> </tr> <tr> <td><u>内蔵反応度</u></td> <td><u>1.2% ΔK/K以下 (固定ポイズン又は模擬 ポイド使用)</u></td> </tr> <tr> <td><u>反応度付加率</u></td> <td><u>最大2×10⁻⁴ΔK/K/s</u></td> </tr> <tr> <td><u>安全板反応度</u></td> <td><u>15.6% ΔK/K以下かつ過剰反応度の 1.25%以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>半停止時の未臨界度</u></td> <td><u>0.7% ΔK/K以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	<u>出力レベル</u>	<u>最大200W</u>	<u>過剰反応度</u>	<u>4.1% ΔK/K以下 (水位変化、温度変化、 操作運転などを含む)</u>	<u>内蔵反応度</u>	<u>1.2% ΔK/K以下 (固定ポイズン又は模擬 ポイド使用)</u>	<u>反応度付加率</u>	<u>最大2×10⁻⁴ΔK/K/s</u>	<u>安全板反応度</u>	<u>15.6% ΔK/K以下かつ過剰反応度の 1.25%以上</u>	<u>半停止時の未臨界度</u>	<u>0.7% ΔK/K以上</u>	(削除)	廃止措置段階に合わせた変更												
項 目	制 限 値																											
<u>出力レベル</u>	<u>最大200W</u>																											
<u>過剰反応度</u>	<u>4.1% ΔK/K以下 (水位変化、温度変化、 操作運転などを含む)</u>																											
<u>内蔵反応度</u>	<u>1.2% ΔK/K以下 (固定ポイズン又は模擬 ポイド使用)</u>																											
<u>反応度付加率</u>	<u>最大2×10⁻⁴ΔK/K/s</u>																											
<u>安全板反応度</u>	<u>15.6% ΔK/K以下かつ過剰反応度の 1.25%以上</u>																											
<u>半停止時の未臨界度</u>	<u>0.7% ΔK/K以上</u>																											
<p style="text-align: center;"><u>第2表 緊急停止装置の設定値 (第22条関連)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">設 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1) 線形計数率計 (I)</u></td> <td><u>全目盛の100%</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 線形計数率計 (II)</u></td> <td><u>全目盛の100%</u></td> </tr> <tr> <td><u>(3) 起動系ペリオド計</u></td> <td><u>4秒</u></td> </tr> <tr> <td><u>(4) ペリオド計</u></td> <td><u>4秒</u></td> </tr> <tr> <td><u>(5) マイクロマイクロアンメータ (V)</u></td> <td><u>全目盛の100%</u></td> </tr> <tr> <td><u>(6) マイクロマイクロアンメータ (VI)</u></td> <td><u>全目盛の100%</u></td> </tr> <tr> <td><u>(7) 安全系対数計数率</u></td> <td><u>常用運転レベルの2倍</u></td> </tr> <tr> <td><u>(8) 実験装置室扉</u></td> <td><u>開</u></td> </tr> <tr> <td><u>(9) 安全スイッチ</u></td> <td><u>投入</u></td> </tr> <tr> <td><u>(10) 手動スクラム</u></td> <td><u>投入</u></td> </tr> <tr> <td><u>(11) 地震</u></td> <td><u>水平加速度2.5cm/s²</u></td> </tr> <tr> <td><u>(12) 電源電圧</u></td> <td><u>±10V</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定	<u>(1) 線形計数率計 (I)</u>	<u>全目盛の100%</u>	<u>(2) 線形計数率計 (II)</u>	<u>全目盛の100%</u>	<u>(3) 起動系ペリオド計</u>	<u>4秒</u>	<u>(4) ペリオド計</u>	<u>4秒</u>	<u>(5) マイクロマイクロアンメータ (V)</u>	<u>全目盛の100%</u>	<u>(6) マイクロマイクロアンメータ (VI)</u>	<u>全目盛の100%</u>	<u>(7) 安全系対数計数率</u>	<u>常用運転レベルの2倍</u>	<u>(8) 実験装置室扉</u>	<u>開</u>	<u>(9) 安全スイッチ</u>	<u>投入</u>	<u>(10) 手動スクラム</u>	<u>投入</u>	<u>(11) 地震</u>	<u>水平加速度2.5cm/s²</u>	<u>(12) 電源電圧</u>	<u>±10V</u>	(削除)	廃止措置段階に合わせた変
項 目	設 定																											
<u>(1) 線形計数率計 (I)</u>	<u>全目盛の100%</u>																											
<u>(2) 線形計数率計 (II)</u>	<u>全目盛の100%</u>																											
<u>(3) 起動系ペリオド計</u>	<u>4秒</u>																											
<u>(4) ペリオド計</u>	<u>4秒</u>																											
<u>(5) マイクロマイクロアンメータ (V)</u>	<u>全目盛の100%</u>																											
<u>(6) マイクロマイクロアンメータ (VI)</u>	<u>全目盛の100%</u>																											
<u>(7) 安全系対数計数率</u>	<u>常用運転レベルの2倍</u>																											
<u>(8) 実験装置室扉</u>	<u>開</u>																											
<u>(9) 安全スイッチ</u>	<u>投入</u>																											
<u>(10) 手動スクラム</u>	<u>投入</u>																											
<u>(11) 地震</u>	<u>水平加速度2.5cm/s²</u>																											
<u>(12) 電源電圧</u>	<u>±10V</u>																											

第3表 警報装置の設定値 (第23条関連)

項 目	設 定 値
<u>(1) 線形計数率計 (I)</u>	<u>スクラム設定値の30%減</u>
<u>(2) 線形計数率計 (II)</u>	<u>スクラム設定値の30%減</u>
<u>(3) マイクロマイクロアンメータ (V)</u>	<u>スクラム設定値の30%減</u>
<u>(4) マイクロマイクロアンメータ (VI)</u>	<u>スクラム設定値の30%減</u>
<u>(5) 安全系対数計数率</u>	<u>スクラム設定値の1/6</u>
<u>(6) 起動系ペリオド計</u>	<u>10秒</u>
<u>(7) ペリオド計</u>	<u>10秒</u>
<u>(8) 計測制御回路高圧電源</u>	<u>正常指示値の10%減</u>
<u>(9) 放射線モニタ</u>	
装置室エリアモニタ	<u>200 μSv/h</u>
燃料室エリアモニタ	<u>20 μSv/h</u>
制御室エリアモニタ	<u>5 μSv/h</u>
作業室エリアモニタ	<u>5 μSv/h</u>
水モニタ	<u>3×100 Bq/cm³</u>
ダスト (α)	<u>2×10⁻⁷ Bq/cm³</u>
ダスト (β)	<u>2×10⁻⁶ Bq/cm³</u>
ガス (γ)	<u>2×10⁻² Bq/cm³</u>
<u>(10) 炉心タンク水位 (*)</u>	<u>炉心タンク水位307mm</u> <u>及び700mm</u>
<u>(11) 電気伝導度</u>	<u>4 μS/cm</u>

(*) 水位制限レベルスイッチの設定値であり、炉心タンク水位307mm及び700mmで警報が出ることを確認後、水位上昇に伴い設定を上げてゆく。

第1表 警報装置の設定値 (第15条関連)

項 目	設 定 値
放射線モニタ	
装置室エリアモニタ	<u>20 μSv/h</u>
燃料室エリアモニタ	<u>20 μSv/h</u>
制御室エリアモニタ	<u>5 μSv/h</u>
作業室エリアモニタ	<u>5 μSv/h</u>
ダスト (α)	<u>2×10⁻⁷ Bq/cm³</u>
ダスト (β)	<u>2×10⁻⁶ Bq/cm³</u>
ガス (γ)	<u>2×10⁻² Bq/cm³</u>

表番号変更

廃止措置段階に合わせた変更

第4表 運転開始前の点検（第24条関連）

設 備 (管理者)	点 検 項 目
炉 心 (室長)	(1) 燃料要素及び炉心内挿入物等について炉心構成状態の確認 (2) 炉心タンク内の検出器の配置
受電・分電盤 (室長)	電源の開閉器の投入後の状態の確認
核計装盤 (室長)	(1) 高圧電源電圧設定値の確認 (2) 核計装スクラム設定値の確認 (3) 核計装警報設定値の確認 (4) レンジ切換えスイッチ位置の確認 (5) 記録計作動の確認
放射線モニタ (放管長)	(1) モニタ警報設定値の確認 (2) 記録計作動の確認
制御設備 (室長)	(1) 制御用操作空気圧の確認 (2) 安全板及び微調整板の作動の確認 (3) 排出弁の作動の確認 (4) 水位微調節装置、水位制限レベルスイッチの作動の確認 (5) オーバーフロー位置設定値の確認 (6) バイパスキー投入の確認

(次頁へつづく)

(削除)

廃止措置段階に合わせた変更

設 備 (管理者)	点 検 項 目
空調系設備 (室長)	(1) 電源投入後の確認 (2) 操作機器等の確認
液体廃棄設備 (室長)	(1) 廃水貯槽水位の確認 (2) 操作機器等の確認
その他 (室長)	(1) 地震計の作動の確認 (2) 運転表示灯の点灯の確認 (3) 遮蔽扉の閉鎖の確認

(削除)

廃止措置段階に合わせた変更

<p style="text-align: center;"><u>第5表 運転中の点検 (第27条関連)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>設 備</u></th> <th style="text-align: center;"><u>巡 視 点 検 項 目</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心タンク</td> <td>水位及び水の温度指示値の確認</td> </tr> <tr> <td>安全板微調整板</td> <td>炉心挿入位置の確認</td> </tr> <tr> <td>水モニタ</td> <td>放射能濃度の指示値の確認</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>線量当量率の指示値の確認</td> </tr> <tr> <td>ガス・ダストモニタ</td> <td>放射能濃度の指示値の確認</td> </tr> </tbody> </table>	<u>設 備</u>	<u>巡 視 点 検 項 目</u>	炉心タンク	水位及び水の温度指示値の確認	安全板微調整板	炉心挿入位置の確認	水モニタ	放射能濃度の指示値の確認	エリアモニタ	線量当量率の指示値の確認	ガス・ダストモニタ	放射能濃度の指示値の確認	(削除)	廃止措置段階に合わせた変更				
<u>設 備</u>	<u>巡 視 点 検 項 目</u>																	
炉心タンク	水位及び水の温度指示値の確認																	
安全板微調整板	炉心挿入位置の確認																	
水モニタ	放射能濃度の指示値の確認																	
エリアモニタ	線量当量率の指示値の確認																	
ガス・ダストモニタ	放射能濃度の指示値の確認																	
<p style="text-align: center;"><u>第6表 運転停止後の点検 (第28条関連)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>設 備 (管理者)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>点 検 項 目</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中性子源 (室長)</td> <td>キャスク内挿入の確認</td> </tr> <tr> <td>受電・分電盤 (室長)</td> <td>電源の開閉器の切断後の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>核計装盤 (室長)</td> <td>(1) 鍵スイッチ切断及びその後の状態の確認 (2) レンジ切換えスイッチ位置の確認 (3) 記録計停止後の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタ (放管長)</td> <td>(1) モニタ指示値の確認 (2) 記録計作動の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備 (室長)</td> <td>(1) 安全板下端位置の確認 (2) 炉心タンク水位下端の確認</td> </tr> <tr> <td>空調系設備 (室長)</td> <td>電源切断後の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>その他 (室長)</td> <td>(1) 遮蔽扉開又は閉の状態の確認 (2) 実験装置室施錠の確認</td> </tr> </tbody> </table>	<u>設 備 (管理者)</u>	<u>点 検 項 目</u>	中性子源 (室長)	キャスク内挿入の確認	受電・分電盤 (室長)	電源の開閉器の切断後の状態の確認	核計装盤 (室長)	(1) 鍵スイッチ切断及びその後の状態の確認 (2) レンジ切換えスイッチ位置の確認 (3) 記録計停止後の状態の確認	放射線モニタ (放管長)	(1) モニタ指示値の確認 (2) 記録計作動の確認	制御設備 (室長)	(1) 安全板下端位置の確認 (2) 炉心タンク水位下端の確認	空調系設備 (室長)	電源切断後の状態の確認	その他 (室長)	(1) 遮蔽扉開又は閉の状態の確認 (2) 実験装置室施錠の確認	(削除)	廃止措置段階に合わせた変更
<u>設 備 (管理者)</u>	<u>点 検 項 目</u>																	
中性子源 (室長)	キャスク内挿入の確認																	
受電・分電盤 (室長)	電源の開閉器の切断後の状態の確認																	
核計装盤 (室長)	(1) 鍵スイッチ切断及びその後の状態の確認 (2) レンジ切換えスイッチ位置の確認 (3) 記録計停止後の状態の確認																	
放射線モニタ (放管長)	(1) モニタ指示値の確認 (2) 記録計作動の確認																	
制御設備 (室長)	(1) 安全板下端位置の確認 (2) 炉心タンク水位下端の確認																	
空調系設備 (室長)	電源切断後の状態の確認																	
その他 (室長)	(1) 遮蔽扉開又は閉の状態の確認 (2) 実験装置室施錠の確認																	

<p>第7表 NCA放射線管理用機器 (第6-6条関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th> <th>測定線種</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線計数装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面密度・放射性物質濃度等測定</td> <td>α線</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>β線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核種分析</td> <td>γ線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td> <td>β線</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空間線量測定</td> <td>γ線</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>中性子線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面密度等測定</td> <td>α線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>βγ線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	測定線種	台数	放射線計数装置			表面密度・放射性物質濃度等測定	α線	各1	同上	β線		核種分析	γ線		低バックグラウンド計数装置	β線	1	サーベイメータ			空間線量測定	γ線	各1	同上	中性子線		表面密度等測定	α線		同上	βγ線		<p>第2表 NCA放射線管理用機器 (第49条関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th> <th>測定線種</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線計数装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面密度・放射性物質濃度等測定</td> <td>α線</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>β線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核種分析</td> <td>γ線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td> <td>β線</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空間線量測定</td> <td>γ線</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>中性子線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面密度等測定</td> <td>α線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>βγ線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	測定線種	台数	放射線計数装置			表面密度・放射性物質濃度等測定	α線	各1	同上	β線		核種分析	γ線		低バックグラウンド計数装置	β線	1	サーベイメータ			空間線量測定	γ線	各1	同上	中性子線		表面密度等測定	α線		同上	βγ線		<p>表番号変更</p>
放射線測定器の種類	測定線種	台数																																																																		
放射線計数装置																																																																				
表面密度・放射性物質濃度等測定	α線	各1																																																																		
同上	β線																																																																			
核種分析	γ線																																																																			
低バックグラウンド計数装置	β線	1																																																																		
サーベイメータ																																																																				
空間線量測定	γ線	各1																																																																		
同上	中性子線																																																																			
表面密度等測定	α線																																																																			
同上	βγ線																																																																			
放射線測定器の種類	測定線種	台数																																																																		
放射線計数装置																																																																				
表面密度・放射性物質濃度等測定	α線	各1																																																																		
同上	β線																																																																			
核種分析	γ線																																																																			
低バックグラウンド計数装置	β線	1																																																																		
サーベイメータ																																																																				
空間線量測定	γ線	各1																																																																		
同上	中性子線																																																																			
表面密度等測定	α線																																																																			
同上	βγ線																																																																			
<p>第8表 巡視点検 (第9-7条関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備 (管理者)</th> <th>巡視点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験装置室 炉心タンク (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td><u>安全板・微調整板 (室長)</u></td> <td><u>炉心内挿入状態の確認、駆動装置外観の異常の有無確認</u></td> </tr> <tr> <td>ポンプ・排水ピット・配管 (室長)</td> <td>外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>制御室 <u>制御盤・放射線モニタ盤 (室長) (放管長)</u></td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、<u>電源開閉器切断の状態の確認</u></td> </tr> <tr> <td>電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)</td> <td>外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> </tbody> </table>	設備 (管理者)	巡視点検項目	実験装置室 炉心タンク (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	<u>安全板・微調整板 (室長)</u>	<u>炉心内挿入状態の確認、駆動装置外観の異常の有無確認</u>	ポンプ・排水ピット・配管 (室長)	外観の異常の有無確認	制御室 <u>制御盤・放射線モニタ盤 (室長) (放管長)</u>	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>電源開閉器切断の状態の確認</u>	電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認	建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	<p>第3表 巡視点検 (第9-0条関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備 (管理者)</th> <th>巡視点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験装置室 炉心タンク (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、<u>上蓋の施錠の確認 (上蓋の設置後)</u></td> </tr> <tr> <td><u>中性子源キャスク</u></td> <td><u>外観の異常の有無確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>排水</u>ポンプ・排水ピット・<u>排水</u>配管 (室長)</td> <td>外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>制御室 (室長) 放射線モニタ盤 (放管長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)</td> <td>外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、<u>水位警報値以下の確認</u> 外観の異常の有無確認</td> </tr> </tbody> </table>	設備 (管理者)	巡視点検項目	実験装置室 炉心タンク (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>上蓋の施錠の確認 (上蓋の設置後)</u>	<u>中性子源キャスク</u>	<u>外観の異常の有無確認</u>	<u>排水</u> ポンプ・排水ピット・ <u>排水</u> 配管 (室長)	外観の異常の有無確認	制御室 (室長) 放射線モニタ盤 (放管長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認	建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>水位警報値以下の確認</u> 外観の異常の有無確認	<p>表番号変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>																																						
設備 (管理者)	巡視点検項目																																																																			
実験装置室 炉心タンク (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																																																																			
<u>安全板・微調整板 (室長)</u>	<u>炉心内挿入状態の確認、駆動装置外観の異常の有無確認</u>																																																																			
ポンプ・排水ピット・配管 (室長)	外観の異常の有無確認																																																																			
制御室 <u>制御盤・放射線モニタ盤 (室長) (放管長)</u>	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>電源開閉器切断の状態の確認</u>																																																																			
電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認																																																																			
建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																																																																			
設備 (管理者)	巡視点検項目																																																																			
実験装置室 炉心タンク (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>上蓋の施錠の確認 (上蓋の設置後)</u>																																																																			
<u>中性子源キャスク</u>	<u>外観の異常の有無確認</u>																																																																			
<u>排水</u> ポンプ・排水ピット・ <u>排水</u> 配管 (室長)	外観の異常の有無確認																																																																			
制御室 (室長) 放射線モニタ盤 (放管長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																																																																			
電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 電源開閉器投入/切断の状態の確認 モータ・機械類作動の状態の確認																																																																			
建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認、 <u>水位警報値以下の確認</u> 外観の異常の有無確認																																																																			

<p style="text-align: center;">第9表 巡視 (第9.7条関連)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設 備 (管理者)</th> <th>巡 視 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御室 <u>制御盤 (室長)</u></td> <td>室内外観の異常の有無確認 <u>外観の異常の有無確認</u></td> </tr> <tr> <td>電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)</td> <td>外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 (管理者)	巡 視 項 目	制御室 <u>制御盤 (室長)</u>	室内外観の異常の有無確認 <u>外観の異常の有無確認</u>	電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	<p style="text-align: center;">第4表 巡視 (第90条関連)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設 備 (管理者)</th> <th>巡 視 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御室 <u>(室長)</u></td> <td>室内外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)</td> <td>室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> <tr> <td>建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)</td> <td>外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 (管理者)	巡 視 項 目	制御室 <u>(室長)</u>	室内外観の異常の有無確認	電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認	<p>表番号変更</p> <p>廃止措置段階に合わせた変更</p>
設 備 (管理者)	巡 視 項 目																	
制御室 <u>制御盤 (室長)</u>	室内外観の異常の有無確認 <u>外観の異常の有無確認</u>																	
電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																	
建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																	
設 備 (管理者)	巡 視 項 目																	
制御室 <u>(室長)</u>	室内外観の異常の有無確認																	
電気・機械室 動力制御盤 (室長) 排気系設備 (室長)	室内外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																	
建家周辺 廃水タンク室 (放管長) 排気筒 (放管長)	外観及び周辺の異常の有無確認 外観及び周辺の異常の有無確認 外観の異常の有無確認																	
<p>第10表 削除</p>	<p>(削除)</p>																	
<p>第10の2表 削除</p>	<p>(削除)</p>																	

第 1.1 表 保安教育の実施方針 (第 1.0.9 条関連)

保安教育の項目		放射線業務従事者						放射線業務従事者以外の者	
		右以外の者 (時間)	主任技術者の免状を有する者	核燃料取扱主任者の免状を有する者	第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者	放射線業務従事者解除後 1 年未満の者	放射線業務従事者解除後 1 年以上 3 年未満の者	原子炉物理実験に受入れる学生等	その他
1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法等	1.5 以上	△	●	●	▽	▽	◎	◎
	保安規定		●	●	●	●	●	●	●
2) <u>NCA 施設の構造、性能及び運転に関すること</u>		1.5 以上	●	●	●	●	●	●	◎
3) 放射線管理に関すること	放射線に関する基礎知識	1.5 以上	△	△	△	△	△	◎	◎
	放射線の人体に対する影響								
	放射線の防護の基礎知識								
	放射線防護の実務的知識 (入退域手続き・個人管理・環境管理・物品管理)	2.0 以上	●	●	●	●	●	◎	◎
4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		0.5 以上	●	●	●	●	●	◎	◎
5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること		0.5 以上	●	●	●	●	●	●	●
備考 保安教育の時間数については、新規放射線業務従事者のみに適用する。 凡例 ● 全員対象 ◎ 業務に応じた教育 (○) 当事業所放射線業務従事者であった者であって、変更部分のみ教育 △ 配属・業務従事前に省略できる項目 ▽ 改正部分のみ									

第 5 表 保安教育の実施方針 (第 93 条関連)

保安教育の項目		放射線業務従事者						放射線業務従事者以外の者
		右以外の者 (時間)	主任技術者の免状を有する者	核燃料取扱主任者の免状を有する者	第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者	放射線業務従事者解除後 1 年未満の者	放射線業務従事者解除後 1 年以上 3 年未満の者	
1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法等	1.5 以上	△	●	●	▽	▽	◎
	保安規定		●	●	●	●	●	●
2) <u>NCA 施設の構造、性能、施設の運転及び廃止措置に関すること</u>		1.5 以上	●	●	●	●	●	◎
3) 放射線管理に関すること	放射線に関する基礎知識	1.5 以上	△	△	△	△	△	◎
	放射線の人体に対する影響							
	放射線の防護の基礎知識							
	放射線防護の実務的知識 (入退域手続き・個人管理・環境管理・物品管理)	2.0 以上	●	●	●	●	●	◎
4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		0.5 以上	●	●	●	●	●	◎
5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること		0.5 以上	●	●	●	●	●	●
備考 保安教育の時間数については、新規放射線業務従事者のみに適用する。 凡例 ● 全員対象 ◎ 業務に応じた教育 (○) 当事業所放射線業務従事者であった者であって、変更部分のみ教育 △ 配属・業務従事前に省略できる項目 ▽ 改正部分のみ								

表番号変更

廃止措置段階に合わせた変更

記載の適正化

第12表 保安に関する記録(1) (規則第6条に基づく記録)					第6表 保安に関する記録(1) (規則第6条に基づく記録) <u>(第97条関連)</u>					表番号変更 記載の適正化 関連条番号追記
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	
1. NCA 施設の施設管理に係る記録(規則第9条第一項に規定するもの) イ. 使用前確認の結果	使用前確認記録	確認のつど	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	室長	1. NCA 施設の施設管理に係る記録(規則第9条第一項に規定するもの) イ. 使用前確認の結果	使用前確認記録	確認のつど	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	室長	
ロ. 規則第9条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	定期事業者検査結果報告書等	施設管理実施のつど	施設管理を実施したNCA施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	室長	ロ. 規則第9条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	定期事業者検査結果報告書等	施設管理実施のつど	施設管理を実施したNCA施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	室長	
ハ. 規則第9条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	施設管理方針等の評価結果	評価のつど	評価を実施したNCA施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	室長	ハ. 規則第9条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	施設管理方針等の評価結果	評価のつど	評価を実施したNCA施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	室長	
<u>2. 運転記録(第24-28条関連)</u> イ. <u>熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</u>	<u>線形出力記録計及び温度記録計の記録紙</u>	<u>連続して</u>	<u>10年間</u>	<u>室長</u>	(削除)					廃止措置段階に合わせた変更イは、第8表へ移動
ロ. <u>制御材の位置</u>	<u>運転記録表</u>	<u>運転中1時間ごと</u>	<u>1年間</u>	<u>室長</u>						
ハ. <u>減速材の純度</u>	<u>運転記録表</u>	<u>毎日1回</u>	<u>1年間</u>	<u>室長</u>						
ニ. <u>NCA内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置</u>	<u>燃料配置図</u>	<u>炉心配置替えのつど</u>	<u>1年間</u>	<u>室長</u>						
ホ. <u>起動点検及び停止点検</u>	<u>起動前点検表及び運転停止処置表</u>	<u>開始及び停止のつど</u>	<u>1年間</u>	<u>室長</u>						
ヘ. <u>運転開始、臨界到達、緊急遮断及び運転停止の時刻</u>	<u>運転記録表</u>	<u>そのつど</u>	<u>1年間</u>	<u>室長</u>						
ト. <u>警報装置から発せられた警報の内容</u> チ. <u>運転責任者及び運転員の氏名並びに交代の時刻、引継ぎ事項</u>	<u>運転記録表</u> <u>運転記録表</u>	<u>そのつど</u> <u>運転開始及び交代のつど</u>	<u>1年間</u> <u>1年間</u>	<u>室長</u> <u>室長</u>						

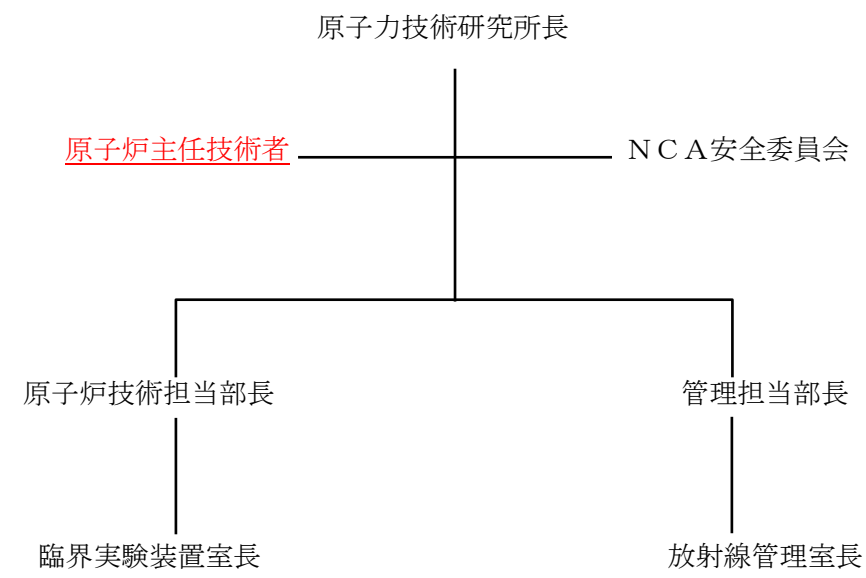
<p><u>3.</u> 燃料体の記録 (第<u>36-40</u>条関連) イ. 燃料体の種類別の受渡量 <u>ロ. NCAへの燃料体の種類別の挿入量</u> <u>ハ. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</u></p>	<p>在庫変動報告 (ICR) <u>燃料配置図</u> <u>燃料配置図</u></p>	<p>受渡しのつど <u>挿入のつど</u> <u>挿入前及び取出し後</u></p>	<p>10年間 <u>取出後10年間</u> <u>取出後10年間</u></p>	<p>室長 <u>室長</u> <u>室長</u></p>	<p><u>2.</u> 燃料体の記録 (第<u>20</u>条関連) イ. 燃料体の種類別の受渡量</p>	<p>在庫変動報告 (ICR)</p>	<p>受渡しのつど</p>	<p>10年間</p>	<p>室長</p>	<p>条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更 ロ、ハは、第8表へ移動</p>
<p><u>4.</u> 放射線管理記録 (第<u>27、42-80</u>条関連) イ. 臨界実験棟内のエリアモニタの線量当量率</p>	<p>放射線モニタ記録紙 (<u>NCA放射線モニタ運転記録</u>)</p>	<p><u>運転中毎日1回</u></p>	<p>10年間</p>	<p>放管長</p>	<p><u>3.</u> 放射線管理記録 (第<u>25-63</u>条関連) イ. 臨界実験棟内のエリアモニタの線量当量率</p>	<p>放射線モニタ記録紙 (<u>放射線モニタ日常点検表</u>)</p>	<p><u>毎日1回</u></p>	<p>10年間</p>	<p>放管長</p>	
<p>記録事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の排気口における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</p> <p>ハ. 希釈槽における水中の放射性物質の濃度</p> <p>ニ. 人の常時立入る管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ホ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を申し出た者を除く)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>ヘ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む規則に定める5年間の線量</p>	<p>記録の名称</p> <p>放射線モニタ記録紙 (<u>NCA放射線モニタ運転記録</u>)、 排気口から放出された気体廃棄物の放射能濃度 排水・処理記録</p> <p>ガラス線量計測定結果、 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録、 表面密度測定記録</p> <p>個人管理台帳、 外部被ばく線量測定報告書</p> <p>個人管理台帳 外部被ばく線量測定報告書</p>	<p>記録の頻度</p> <p>1日間平均濃度は毎日1回、3月間の平均濃度は3月毎に1回</p> <p>排水のつど</p> <p>毎週1回</p> <p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>告示に定める区分した期間において、当該年度以降、毎年度</p>	<p>保存期間</p> <p>10年間</p> <p>10年間</p> <p>10年間</p> <p>規則第6条第5項に定める期間</p> <p>規則第6条第5項に定める期間</p>	<p>保存責任者</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p>	<p>記録事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の排気口における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</p> <p>ハ. 希釈槽における水中の放射性物質の濃度</p> <p>ニ. 人の常時立入る管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ホ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を申し出た者を除く)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>ヘ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む規則に定める5年間の線量</p>	<p>記録の名称</p> <p>放射線モニタ記録紙、排気口から放出された気体廃棄物の放射能濃度 排水・処理記録</p> <p>ガラス線量計測定結果、 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録、 表面密度測定記録</p> <p>個人管理台帳、 外部被ばく線量測定報告書</p> <p>個人管理台帳 外部被ばく線量測定報告書</p>	<p>記録の頻度</p> <p>1日間平均濃度は毎日1回、3月間の平均濃度は3月毎に1回</p> <p>排水のつど</p> <p>毎週1回</p> <p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>告示に定める区分した期間において、当該年度以降、毎年度</p>	<p>保存期間</p> <p>10年間</p> <p>10年間</p> <p>10年間</p> <p>規則第6条第5項に定める期間</p> <p>規則第6条第5項に定める期間</p>	<p>保存責任者</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p> <p>放管長</p>	<p>廃止措置段階に合わせた変更</p>

ト. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量					ト. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量				
個人管理台帳					個人管理台帳				
1回 そのつど					1回 そのつど				
規則第6条 第5項に定める期間					規則第6条 第5項に定める期間				
放管長					放管長				
記録事項					記録事項				
チ. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び規則に定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	放射線業務従事者許可・登録申請書	その者が当該業務に就くとき	規則第6条 第5項に定める期間	放管長	チ. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び規則に定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	放射線業務従事者許可・登録申請書	その者が当該業務に就くとき	規則第6条 第5項に定める期間	放管長
リ. 研究所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、容器の種類及び運搬の日時、経路	放射性物質事業所外運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長	リ. 研究所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、容器の種類及び運搬の日時、経路	放射性物質事業所外運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長
ス. 保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法	放射性廃棄物保管廃棄記録	保管廃棄のつど	規則第6条 第7項に定める期間	放管長	ス. 保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法	放射性廃棄物保管廃棄記録	保管廃棄のつど	規則第6条 第7項に定める期間	放管長
ル. 放射性廃棄物を容器に封入した場合にはその方法	放射性廃棄物保管廃棄記録	封入のつど	規則第6条 第7項に定める期間	放管長	ル. 放射性廃棄物を容器に封入した場合にはその方法	放射性廃棄物保管廃棄記録	封入のつど	規則第6条 第7項に定める期間	放管長
ヲ. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	汚染拡大防止除去報告書	防止及び除去のつど	1年間	放管長	ヲ. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	汚染拡大防止除去報告書	防止及び除去のつど	1年間	放管長
<u>5.</u> NCA施設の事故記録					<u>4.</u> NCA施設の事故記録				
イ. 事故の発生及び復旧の日時	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長	イ. 事故の発生及び復旧の日時	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長
ロ. 事故の状況及び処置	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長	ロ. 事故の状況及び処置	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長
ハ. 事故の原因	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長	ハ. 事故の原因	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長
ニ. 事故後の処置	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長	ニ. 事故後の処置	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条 第7項に定める期間	室長
<u>6.</u> 気象記録					<u>5.</u> 気象記録				
イ. 風向及び風速	風向・風速測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	イ. 風向及び風速	風向・風速測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長
ロ. 降雨量	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	ロ. 降雨量	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長
ハ. 大気温度	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	ハ. 大気温度	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長

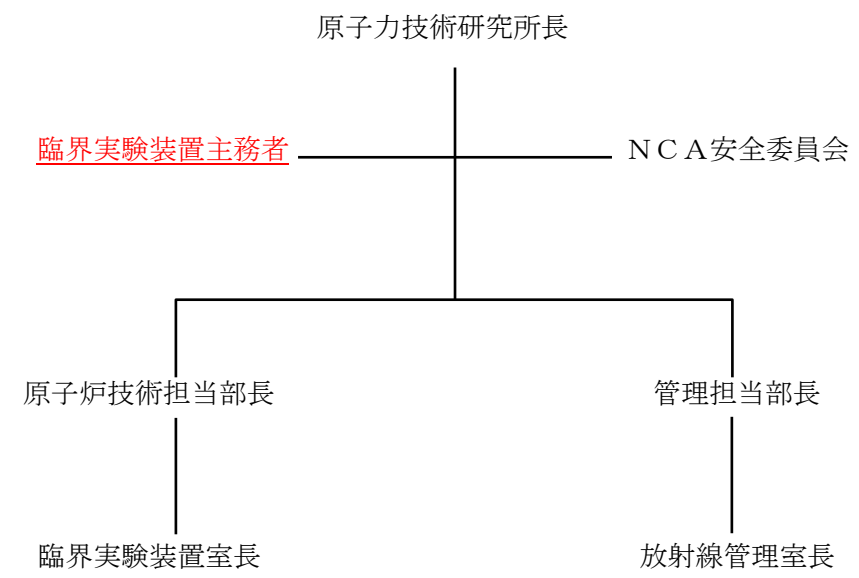
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	
7. 保安教育の記録（第109-111条関連） イ. 保安教育の実施計画 ロ. 保安教育の実施日時及び項目 ハ. 保安教育を受けた者の氏名	保安教育訓練計画表 保安教育実施記録 保安教育・訓練実施記録 保安教育実施記録 保安教育・訓練実施記録	策定のつど 実施のつど 実施のつど	3年間 3年間 3年間	室長 室長 室長	6. 保安教育の記録（第93-96条関連） イ. 保安教育の実施計画 ロ. 保安教育の実施日時及び項目 ハ. 保安教育を受けた者の氏名	保安教育訓練計画表 保安教育実施記録 保安教育・訓練実施記録 保安教育実施記録 保安教育・訓練実施記録	策定のつど 実施のつど 実施のつど	3年間 3年間 3年間	室長 室長 室長	条番号修正
8. 定期的な評価の実施（第98条関連） イ. NCA施設の定期的な評価の結果	施設定期評価報告書	評価のつど	規則第6条第8項に定める期間	室長	7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用原子炉施設の設備の名称 8. 品質管理 イ. 品質マネジメント文書 ロ. 品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	廃止措置作業計画書 品質管理計画書 品質管理計画書	工事の実施のつど 策定又は改定のつど 作成又は変更のつど	規則第6条第7項に定める期間 策定又は改定の後5年間 作成又は変更の後5年間	室長 品質管理者 品質管理者	廃止措置段階に合わせた変更
第13表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録）	第15条（年間運転計画）関連 第16条（実験計画書）関連 第17条（運転指示書）関連 第18条（炉心配置換えの手続、手順）関連 第19条（特性測定）関連 第22条（緊急停止装置の設定等）関連 第23条（警報装置の設定値）関連	年間運転計画書 実験計画書 運転指示書 運転指示書 炉心特性測定結果 起動前点検表 起動前点検表	年1回 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間	室長 室長 室長 室長 室長 室長 室長	第7表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録） （第97条関連） 第12条（年間廃止措置等計画）関連 第13条（廃止措置作業計画書）関連 （削除） （削除） （削除） （削除） 第15条（警報装置の設定値）関連	年間廃止措置等計画書 廃止措置作業計画書 （削除） （削除） （削除） （削除）	年1回 一連の廃止措置工事又は作業開始前 （削除） （削除） （削除） （削除）	1年間 1年間 （削除） （削除） （削除） （削除）	室長 室長 （削除） （削除） （削除） （削除）	表番号変更 記載の適正化 関連条番号追記 廃止措置段階に合わせた変更 条番号修正 条番号修正 条番号修正

	放射線モニタ日常点検表	運転開始のつど	1年間	放管長		放射線モニタ日常点検表	施設の運転開始のつど	1年間	放管長	
第27条(運転中の点検)関連	運転記録表	運転中1日1回以上	1年間	室長	(削除)					廃止措置段階に合わせた変更
	放射線モニタ指示記録表	運転中1日1回以上	1年間	室長						
第30条(緊急停止装置が作動した場合の措置)関連	スクラム記録	そのつど	5年間	室長	(削除)					廃止措置段階に合わせた変更 第8表へ移動 条番号修正
第38条(燃料の貯蔵等)関連 第2項の点検	NCA燃料点検報告書	年2回	同一事項に関する次の点検のときまでの期間	室長	第23条(燃料要素の貯蔵等)関連 第2項の点検	NCA燃料点検報告書	年2回	同一事項に関する次の点検のときまでの期間	室長	条番号修正
第50条(管理区域外への物品持出し基準等)関連	物品搬出記録	搬出のつど	1年間	放管長	第33条(管理区域外への物品持出し基準等)関連	物品搬出記録	搬出のつど	1年間	放管長	条番号修正
第51条(事業所内運搬)関連	所内運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長	第34条(事業所内運搬)関連	所内運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長	条番号修正
第55条(放射線作業計画及び管理)関連	放射線作業計画書	一連の実験開始前	1年間	室長	第38条(放射線作業計画及び管理)関連	放射線作業計画書	一連の工事又は作業の開始前	1年間	室長	条番号修正 廃止措置段階に合わせた変更
第59条(個人線量当量の測定)関連	管理区域一時立入(作業用)実績	立入のつど	1年間	放管長	第42条(個人被ばく線量の測定)関連	管理区域一時立入(作業用)実績	立入のつど	1年間	放管長	記載の適正化 条番号修正
	一時立入者管理区域立入(見学用)実績	立入のつど	1年間	放管長		一時立入者管理区域立入(見学用)実績	立入のつど	1年間	放管長	
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	
第63条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録	月1回	10年	放管長	第46条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録	月1回	10年	放管長	条番号修正
	表面密度測定記録	月1回	10年	放管長		表面密度測定記録	月1回	10年	放管長	
	放射線作業を行う場合 線量当量率測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長		放射線作業を行う場合 線量当量率測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長	
	表面密度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長		表面密度測定記録	作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年	放管長	
第64条(周辺監視区域の線量当量の測定)関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長	第47条(周辺監視区域の線量当量の測定)関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長	条番号修正
第66条(放射線測定器の管理)関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長	第49条(放射線測定器の管理)関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長	条番号修正

<p>第94条（修理、取換え又は改造）関連</p> <p>第97条（巡視）</p> <p>第99条（評価実施計画）関連</p> <p>第101条（保安活動に関する評価の結果の反映）関連</p>	NCA保守計画書	策定のつど	1年間	室長	<p>第86条（修理、取換え又は改造）及び第87条（供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器の修理、取換え又は改造）関連</p> <p>第90条（巡視）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第8表 保安に関する記録（3）（規則第6条に基づく記録及び規則第6条に基づく記録以外の記録（旧規定））（第97条関連）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録の名称</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>運転記録</p> <p>イ. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</p> </td> <td>線形出力記録計及び温度記録計の記録紙</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td> <p>燃料体の記録</p> <p>イ. NCAへの燃料体の種類別の挿入量</p> <p>ロ. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p> </td> <td>燃料配置図</td> <td>挿入のつど</td> <td>取出後10年間</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料配置図</td> <td>挿入前及び取出し後</td> <td>取出後10年間</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>（緊急停止装置が作動した場合の措置）関連</td> <td>スクラム記録</td> <td>そのつど</td> <td>5年間</td> <td>室長</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	<p>運転記録</p> <p>イ. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</p>	線形出力記録計及び温度記録計の記録紙	連続して	10年間	室長	<p>燃料体の記録</p> <p>イ. NCAへの燃料体の種類別の挿入量</p> <p>ロ. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p>	燃料配置図	挿入のつど	取出後10年間	室長		燃料配置図	挿入前及び取出し後	取出後10年間	室長	（緊急停止装置が作動した場合の措置）関連	スクラム記録	そのつど	5年間	室長
	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間		保存責任者																								
	<p>運転記録</p> <p>イ. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</p>	線形出力記録計及び温度記録計の記録紙	連続して	10年間		室長																								
	<p>燃料体の記録</p> <p>イ. NCAへの燃料体の種類別の挿入量</p> <p>ロ. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p>	燃料配置図	挿入のつど	取出後10年間		室長																								
		燃料配置図	挿入前及び取出し後	取出後10年間		室長																								
（緊急停止装置が作動した場合の措置）関連	スクラム記録	そのつど	5年間	室長																										
NCA保守実績報告書	実施のつど	1年間	室長																											
NCA巡視点検表	毎日1回	1年間	室長																											
施設定期評価実施計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長																											
改善計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長																											
					廃止措置段階に合わせた変更																									
					条番号修正																									
					廃止措置段階に合わせた変更																									



第1図 保安管理の組織



第1図 保安管理の組織

廃止措置段階に合わせた変更

